

平成24年10月16日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成23年（行ウ）第1号 政務調査費返還請求事件

口頭弁論終結日 平成24年7月31日

判 決

金沢市

原 告 林 木 則 夫

同訴訟代理人弁護士 中 村 正 紀

金沢市広坂一丁目1番1号

被 告 金沢市長山野之義

同訴訟代理人弁護士 西 徹 夫

同 向 崎 仁 志

主 文

- 1 被告は、宮崎雅人に対し、3万8195円を支払うよう請求せよ。
- 2 被告は、横越徹に対し、2万4533円を支払うよう請求せよ。
- 3 被告は、上田章に対し、155万7868円を支払うよう請求せよ。
- 4 被告は、苗代明彦に対し、15万1503円を支払うよう請求せよ。
- 5 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 6 訴訟費用はこれを8分し、その1を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、別紙1の「議員氏名」欄記載の各金沢市議会議員に対し、同「返還金額」欄記載の各金員及びこれに対する平成22年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

第2 事案の概要

- 1 本件は、金沢市の住民である原告が、同市議会の議員らが平成21年度に被告

から交付を受けた政務調査費について、使途基準に違反する違法な支出がなされていることから、上記議員らは同市に対して違法に支出された金額に相当する金員を不当利得として返還すべきであるのに、被告はその返還請求を怠っているとして、被告に対し、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、上記議員らに違法に支出された金額に相当する金員の返還及びこれに対する平成22年5月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求するよう求めた事案である。

2 関係法令等の定め

(1) 地方自治法

ア 100条14項

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。

イ 100条15項

前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

(2) 金沢市議会政務調査費の交付に関する条例（甲2。以下「本件条例」という。）

金沢市においては、地方自治法100条14項及び15項の規定に基づき、金沢市議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として政務調査費を交付することに関し、必要な事項を定めることを目的として本件条例を制定しているところ、同条例は、以下のとおり規定している。

ア 2条（交付の対象）

政務調査費は、金沢市議会の議員の職にある者（以下「議員」という。）

に対して交付する。

イ 3条（交付額及び交付の方法）

1項 政務調査費は、各月の初日に在職する議員に対し、月額18万円を四半期ごとに交付する。

2項 政務調査費は、各四半期の最初の月に当該四半期に属する月数に相当する分を交付する。ただし、当該四半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月の前月までの月数に相当する分を交付する。

（3項及び4項は省略）

ウ 8条（使途基準）

議員は、政務調査費を規則で定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

エ 10条（収支報告書等の提出）

1項 政務調査費の交付を受けた議員は、規則で定める政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、政務調査費に係る会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写しを添付して、議長に提出しなければならない。

2項 収支報告書及び前項の添付書類（以下「収支報告書等」という。）は、前年度の交付に係る政務調査費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

（3項は省略）

オ 13条（政務調査費の返還）

市長は、政務調査費の交付を受けた議員が当該年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該議員が当該年度において8条に規定する使途基準に従い支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当す

る額の政務調査費の返還を命ずることができる。

(3) 金沢市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則（甲2。以下「本件規則」という。）

金沢市は、本件条例の施行に関し、必要な事項を定めることを目的として本件規則を制定しているところ、本件規則5条は、本件条例8条に規定する規則で定める使途基準について「政務調査費使途基準」（以下「本件使途基準」という。）を定めている。

本件使途基準の内容（本件訴訟に關係する部分に限る。）は以下のとおりである。

- ① 人件費：議員の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
- ② 事務所費：議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費（例 事務所の賃借料及び維持管理費、備品購入費、事務機器の購入費又は賃借料等）
- ③ その他の経費：上記以外の経費で議員の行う調査研究活動に必要な経費（例 携帯電話の利用料金、自動車の燃料費又はリース料等）

(4) 金沢市議会政務調査費運用の手引き（乙1。以下「本件手引き」という。）

金沢市は、本件使途基準の運用方法を具体化するため本件手引きを制定したところ、本件手引きの内容（本件訴訟に關係する部分に限る。）は以下のとおりである。

ア 事務所費について

- (ア) 本件使途基準に明記されていない事務所費の例として、事務所への来客等のため設置する駐車場賃借料、事務所通信費（電話代、テレビ受信料、インターネット料金等）、事務所内の会合等において提供される茶菓子代及びその他の雑費（事務用品、消耗品等）が記載されている。
- (イ) 議員活動は、調査研究活動と他の活動が渾然一体となっていることから、事務所経費、事務機器等の備品の購入費及び賃借料への政務調査費の充当

に当たっては、各活動の実態に応じて充当する必要があるものの、調査研究活動専用事務所においては、上記各費用の全額を政務調査費に充当することができるものとされている。

イ 自動車リース料等について

- (ア) 自動車の燃料費については、1台分に限り、充当割合を2分の1とし、月額2万円を限度とする。
- (イ) 自動車のリース料については、1台分に限り、充当割合を2分の1とし、月額3万円を限度とする。
- (ウ) 自動車の維持管理経費（自動車税、車検代、保険料、修理代、洗車代）は、政務調査費としての支出が不適切な経費の具体的な事例である。

(5) なお、金沢市議会に設置された政務調査費等についての検討会は、同議会に対し、本件訴訟提起後の平成23年12月16日、政務調査費の支出における親族等の制限について、平成24年4月から3親等以内の親族及び同居人並びに議員本人、3親等以内の親族及び同居人が代表者である法人への支出はできないこととするとの検討結果を報告した（甲159）。

3 爭いのない事実等

(1) 当事者等

- ア 原告は金沢市の住民である。
- イ 被告は金沢市長であり、地方自治法242条の2第1項4号に規定する執行機関である。
- ウ 別紙1の「議員氏名」欄に記載された者は、いずれも平成21年度中に金沢市議会の議員であった者である（以下、これらの者を順に「下澤議員」などといい〔ただし、田中展郎及び田中仁については、名前を省略しない。〕、これらの者を併せて「本件各議員」という。）。

(2) 平成21年度の政務調査費の交付及び支出等

- ア 被告は、本件各議員に対し、平成21年度の政務調査費として1人当たり

合計 216 万円（月額 18 万円 × 12か月）を交付した。

イ 本件各議員は、平成 21 年度の政務調査費により、それぞれ、事務所費として別紙 2 の「事務所費支出額」欄記載の金額、人件費として別紙 3 の「人件費支出額」欄記載の金額並びに自動車リース料及びリース車修理代、リース車車検代、部品交換費用、任意保険料などリースした自動車の維持管理に要する費用（以下「リース車両維持管理費用」といい、自動車リース料と併せて「自動車リース料等」という。）として別紙 4 の「自動車リース料等支出充当額」欄記載の金額（以下「本件リース料」という。）を支出した。

ウ 本件各議員は、金沢市に対し、別紙 1 の「自己資金」欄記載の金員を返還した（甲 10 ないし 28, 30 ないし 36, 弁論の全趣旨）。

(3) 本件訴訟に至る経緯

ア 原告は、平成 23 年 1 月 25 日、金沢市監査委員に対し、別紙 2 の「違法支出額」欄記載の金額（以下「本件事務所費」という。）、別紙 3 の「違法支出額」欄記載の金額（以下「本件人件費」といい、本件リース料及び本件事務所費と併せて「本件支出」という。）及び本件リース料につき、地方自治法 242 条 1 項に基づく住民監査請求を行ったが、同監査委員は、同年 3 月 23 日、上記監査請求を棄却した（甲 1）。

イ 原告は、上記アの監査の結果を不服として、同年 3 月 30 日、本件支出（ただし、本件各議員により返還済みのものを除く。）について、不当利得返還請求をするよう求める旨の本件訴訟を提起した（なお、上記アの監査請求と本件訴訟では、原告が本件各議員が返還すべきと主張する金額が異なるものの、これは計算違いが原因であり、請求の内容は同一であると認められる。）。

4 争点

- (1) 本件支出の違法性に係る主張立証責任の所在（争点 1）
(原告の主張)

金沢市における同市議会議員に対する政務調査費の交付は、使途目的が制限されている上、詳細な本件使途基準が定められている。そして、同議員は収支報告書と会計帳簿を作成し、かつ、領収書を添付して議長に提出・報告する義務が課せられている（本件条例10条）。そうすると、議員は、支出した費用が政務調査目的で支出されたことについての報告義務及び立証責任を負っているというべきである。

また、地方自治法242条の2第1項第4号所定の住民訴訟は、議員ではなく、首長が議員に代わって被告となるものとされている。

したがって、首長である被告は、議員に代わり、本件支出が適法なものであることについて、主張立証責任を負う。

（被告の主張）

原告の主張は争う。

本件支出の違法性については、原告が主張立証責任を負い、原告において違法性を根拠付ける外形的事実の具体的な主張立証が必要である。

（2）本件支出の違法性（争点2）

（原告の主張）

ア 本件事務所費について

（ア）上田議員及び苗代議員の事務所賃料について

ア 上田議員は、株式会社上善との間で建物の賃貸借契約を結んで、駐車場料金と併せて月額15万円の賃料を支払い、同額を政務調査費として支出した。

しかしながら、同建物は同議員の所有不動産であり、かつ、賃貸人である上記会社は、同議員の妻が代表取締役を、同議員本人も取締役を務めている。そうすると、上記賃料の支払先は実質的には同建物の所有者である同議員であると推定されるところ、同建物に係る同議員と上記会社との間の契約関係など当該推定を覆す事情は何ら明らかになってい

ない。

したがって、上記賃料は実質的には上田議員に対し支払われており、本件使途基準所定の「調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」には該当しない。

b 苗代議員は、株式会社イチコーマックスとの間で建物の賃貸借契約を結んで月額6万5000円の賃料を支払い、同額を政務調査費として支出した。

しかしながら、上記会社は同建物の所有者ではなく、かつ、上記会社の代表取締役は同議員である。そうすると、上記賃料の支払先は、実質的には代表者として上記会社を支配する同議員であると推定されるところ、同建物に係る所有者と上記会社との契約関係など当該推定を覆す事情は何ら明らかになっていない。

したがって、上記賃料は実質的には苗代議員に対し支払われており、本件使途基準所定の「調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」には該当しない。

(イ) 事務所経費の政務調査費該当性

政務調査費として認められる事務所経費は、①政務調査のための事務所として機能させるために通常必要とされる費目について、②当該費目の性質に比して不相当地に高額でないものに限られるというべきであり、通常必要とされない費目に係る支出や、不相当地に高額な支出は本件使途基準に合致しない違法な政務調査費の支出である。

そして、本件事務所費のうち、別紙5に記載された各支出は、事務所として機能させるために通常必要であるとは認められない支出又は不相当地に高額な支出であり、いずれも本件使途基準所定の「調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」には該当しない。

(ウ) 按分計算の要否

一般に政治家にとって、政治活動及び後援会活動をすることが第一であるから、政務調査費で設置された事務所が政治、後援会活動のためにも使用されるであろうことは明らかである。

これに加えて、議員の活動は多面的であり、一般に事務所においても、調査研究活動以外の議員活動が行われており、それらを区別することは困難であることなどを併せ考えると、議員等により当該事務所が調査研究活動専用のものであったことの反証がない限り、事務所費（事務所賃料及び事務所の諸経費を含む。）については、現実に支出した額の2分の1に限って政務調査費の支出とすべきであり、これを超える支出は、「調査研究活動に必要な・・・経費」には当たらない違法な政務調査費の支出というべきである。

しかしながら、高岩議員、川議員、秋島議員、角野議員、松村議員、久保議員、横越議員、上田議員、田中仁議員、松井議員、升議員、増江議員、安達議員、井沢議員、木下議員及び宮保議員は、事務所費の一部又は全部を按分計算することなく支出しているため、上記各議員が支出した額のうち2分の1を超える部分は違法な支出である。

また、清水議員は、支出した事務所費のうち、一部を按分計算し（按分率は3分の1）、一部を按分計算することなく政務調査費に充当しているところ、同様に按分することなく支出した額のうち3分の1を超える部分は違法な支出である。

(エ) 以上によれば、本件事務所費は、いずれも本件使途基準所定の「議員の行う調査研究活動に必要な・・・経費」には該当しない違法な政務調査費の支出である。

イ 本件人件費について

松井議員、小阪議員、木下議員、川議員、宮保議員、野本議員、横越議員、田中展郎議員、苗代議員、松村議員、安達議員及び井沢議員は、支出した人

件費の全額を政務調査費に充当している。

しかしながら、①上記各議員は、雇用していた職員が調査研究活動の補助業務に専念していた事実を基礎付ける証拠を議長に提出しておらず、被告も、上記事実を十分に主張立証していない。また、②人件費の分野では、議員の雇用する職員が、調査研究活動の補助業務に従事する比率とそれ以外の業務に従事する比率を特定できないという理由に基づき、人件費の按分支出を命じる見解が定着している。そうすると、議員が支出した人件費は、当該職員が調査研究活動の補助業務に従事した比率（多くとも2分の1）の限度で本件使途基準所定の「調査研究活動を補助する職員を雇用する経費」に該当するものとして政務調査費を充当することができるが、同限度を超える部分は本件使途基準に合致しないため、政務調査費を充当することができないというべきである。

したがって、少なくとも上記各議員が支出した人件費のうち2分の1の金額に相当する本件人件費は、本件使途基準に合致しない違法な政務調査費の支出である。

ウ 本件リース料について

下沢議員、川議員、秋島議員、久保議員、宮崎議員、黒沢議員、横越議員、田中仁議員、森尾議員、安達議員、澤飯議員及び木下議員は、本件リース料を政務調査費として支出している。

しかしながら、自動車リース料は「議員が行う調査研究活動に必要な経費」とは社会通念上公認されておらず、かつ、上記各議員は、本件リース料の支出が自己の調査研究活動に必要であったことを証明する書類を提出していない。

また、本件使途基準には「その他の経費」として「自動車の燃料費又はリース料」が例示されているが、当該規定は、金沢市議会の公開の議場における審議を経ることなく、同議会の会期終了後に、当時の金沢市長が、同基準

に追加したものである。こうした不自然な経緯や、本件手引きには政務調査費としての支出が不適切な経費として「自動車の維持管理経費（自動車税、車検代、保険料、修理代、洗車代）」が挙げられていること等に照らせば、本件使途基準の例示規定は、自動車リース料等を政務調査費として支出することを適法と解する根拠にはならないというべきである。

したがって、本件リース料は、本件使途基準所定の「調査研究活動に必要な経費」には該当しない。

エ 以上によれば、本件支出はいずれも本件使途基準に合致しない違法な政務調査費の支出であり、本件各議員は本件支出相当額を被告に返還する必要がある。

(被告の主張)

ア 原告の主張はいずれも否認ないしは争う。

イ 本件事務所費について

(ア) 上田議員及び苗代議員の事務所賃料について

a 議員が事務所として借り受けた建物の所有者が議員本人であっても、直ちに賃料の支払が政務調査費の違法な支出となるわけではない。

また、上田議員が調査研究活動専用の事務所として借り受けた建物は、未登記であるため、固定資産税の納税義務者は同議員とされているが、同建物の資産管理は不動産の賃貸・管理を業とする株式会社上善が行っていたことから、同議員は同社と賃貸借契約を結び、同社に対して賃料を支払った。そうすると、上記賃料は、調査研究活動のために必要な事務所の賃借料として支出されたものであり、本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出である。

b 議員が代表者の地位にある法人から事務所の建物を借り受けたとしても、直ちに同建物に係る賃料の支払が政務調査費の違法な支出となるわけではない。

また、苗代議員は、同議員が事務所として使用していた建物について、同建物の管理を行っていた株式会社イチコーマックスとの間で賃貸借契約を結んだ上、同社に対して賃料を支払った。そうすると、上記賃料は、調査研究活動のために必要な事務所の賃借料として支出されたものであり、本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出である。

c 以上に加え、本件使途基準及び本件手引き上には、議員本人やその家族が代表者を務める法人と事務所の賃貸借契約を結んだ場合に、賃料を政務調査費に充当することを禁止した規定は存在しない。

(イ) 事務所の備品・消耗品費の政務調査費該当性

原告が指摘する事務所費の各支出は、いずれも本件使途基準に定められた「事務所の・・・維持管理費、備品購入費、事務機器の購入費又は賃借料」に該当するものであり、適法な政務調査費の支出である。

(ウ) 按分計算の要否

事務所費の按分の必要性は、当該事務所の利用状況に応じて各議員ごとに異なるものであり、利用状況に応じた按分計算を行う旨本件手引き上に定められているところ、被告は、本件各議員の各事務所が調査研究活動専用の事務所として利用されていた事実関係を立証し、本件各議員の事務所賃料等の事務所費のうち、按分されなかったものについては、その理由を具体的に主張している。一方で、原告は、被告の主張立証を覆すに足りる反論反証を行っていない。

(エ) 以上によれば、本件事務所費は、いずれも本件使途基準所定の「議員の行う調査研究活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費」に該当する適法な政務調査費の支出である。

ウ 本件人件費について

本件各議員による人件費支出の適法性について、被告は、領収書、雇用台帳及び陳述書の記載に基づいて、どのような雇用関係にあったのかを詳細に

主張立証しているところ、本件人件費の支出の違法性について立証責任を負う原告においては、被告の主張立証を覆すに足りる具体的な反論反証を行っていない。

そうすると、本件人件費は、本件使途基準に合致する適法な政務調査費の支出である。

エ 本件リース料について

本件使途基準は、「その他の経費」として自動車リース料を例示していることなどを踏まえると、本件各議員による自動車リース料の支出は、本件使途基準に基づいた適法な政務調査費の支出である。

また、リース車両維持管理費用の支出については、金沢市議会事務局（以下「議会事務局」という。）から、政務調査費への充当が制限付きで可能であるとの回答（以下「本件回答」という。）を受けて行ったものであり、適法な政務調査費の支出というべきである。

したがって、本件リース料は、適法な政務調査費の支出である。

オ 以上によれば、本件支出はいずれも本件使途基準に合致するものであり、適法な政務調査費の支出というべきである。

第3 当裁判所の判断

1 争点1（本件支出の違法性に係る主張立証責任の所在）について

原告は、被告において、本件支出がいずれも適法であることを主張立証すべき責任を負う旨主張する。

(1) 地方自治法100条14項、同条15項の規定による政務調査費の制度は、地方分権の推進を図るために関係法律の整備等に関する法律の施行により、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、その議会の担う役割がますます重要なものとなってきていることに鑑み、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せてその使途の透明性を確保しようとした

ものである（最高裁平成17年11月10日第一小法廷判決・民集59巻9号2503頁、最高裁平成22年4月12日第二小法廷判決・裁判集民事234号1頁参照）。

そして、金沢市が、地方自治法100条14項を受けて本件条例を制定し、本件条例において議員は政務調査費を本件使途基準に従って使用しなければならず（8条）、市長は、議員が当該年度に交付を受けた政務調査費の総額のうち、本件使途基準に従い支出した総額を控除して残余がある場合にはその返還を命ぜることができる旨規定していること（13条）、本件使途基準及び本件手引きが慶弔費その他交際費的経費には政務調査費を充てることができないと規定していること（甲2、乙1）などに照らすと、議員が本件使途基準に反する使途に政務調査費を支出した場合には、その支出は違法となり、当該議員は当該支出に係る政務調査費相当額を不当に利得したものというべきであるから、当該議員は、当該政務調査費相当額を返還する義務を負うというべきである。

なお、交付された政務調査費について、議員から地方公共団体に返還されたもの（自己資金）がある場合、当該議員は、違法支出額から返還額を控除した残額について不当利得返還義務を負うと解するのが相当である。

(2) 一般に、不当利得返還請求訴訟においては、返還を請求する者において、当該利得について「法律上の原因を欠くこと」を主張立証すべきと解されるところ、前記(1)の政務調査費制度に係る関係法令等の趣旨に鑑みれば、政務調査費の支出が使途基準に違反することを理由とする不当利得返還請求権の行使を求める訴訟においては、原告において、交付された政務調査費の具体的使途を特定して主張立証し、それが使途基準に反することを明らかにするまでの必要はないものの、使途基準に合致した政務調査費の支出がなされなかつたことを推認させる一般的、外形的事実（以下「外形的事実」という。）を主張立証する必要があるというべきである。そして、原告が外形的事実を主張立証した場

合においては、被告等において適切な反証が行われない限り、当該政務調査費の支出は使途基準に合致しない違法な支出であると推定されると解するのが相当である。

(3) したがって、原告は外形的事実について主張立証責任を負うものというべきであるから、原告の主張は理由がなく、採用することができない。

以下、本件支出につき、原告によって外形的事実の主張立証が行われているか等について検討する。

2 爭点2（本件支出の違法性）について

(1) 下沢議員の支出

ア 証拠（甲10、52の1ないし12）及び弁論の全趣旨によれば、下沢議員は、平成21年度に自動車リース料として50万4000円を支出し、その半分を政務調査費に充当していることが認められる。

イ この点、原告は、自動車リース料は、議員の行う調査研究活動に必要な経費として社会的に認められていないなどとして、上記アの支出は本件使途基準に合致せず、政務調査費に充当できないものである旨主張する。

本件使途基準において、自動車リース料は政務調査費に該当する経費として例示されているところ（乙1）、金沢市のような地方都市においては、議員が調査研究活動を行うために自動車を利用する必要性は高く、また、自動車のリースは、当該議員がその任期の間、自動車を確保する手段として相当なものといえる。

そうすると、自動車リース料は、自動車が議員の調査研究活動に使用された比率に応じ、調査研究活動に必要な経費に当たり、政務調査費に充当できるというべきであり、原告の上記主張は採用することができない。

これを本件についてみると、証拠（乙15）及び弁論の全趣旨によれば、下沢議員は、リースした自動車を調査研究活動の目的施設までの移動手段や現地調査のために使用していたこと及び同自動車を調査研究活動に使用し

た割合は、同議員が政務調査費を充当した割合である2分の1を上回ることが認められる。

ウ したがって、下沢議員の自動車リース料につき、外形的事実の存在は認められないから、同支出は、本件使途基準に合致した適法な支出と認められる。

(2) 高岩議員の支出

証拠（甲11, 53の3, 10, 12, 16, 27, 30ないし37, 41, 45, 53, 57, 64, 68, 71, 75, 77, 81, 83, 86）及び弁論の全趣旨によれば、高岩議員は、事務所費として69万8166円を支出し、うち53万3942円について按分計算することなく、政務調査費に充当していることが認められる。

これに対し、原告は、上記事務所費の支出のうち、按分計算されていない部分についても按分して政務調査費に充当される必要があるとして、同部分の2分の1相当額が本件使途基準に合致しない違法な政務調査費の支出である旨主張する。

しかしながら、証拠（乙16）及び弁論の全趣旨によれば、高岩議員は、自宅敷地内の別棟に政務調査専用事務所を設置し、後援会活動については別の場所（金沢市木越町ト46番地1）において行っていたこと及び上記の按分計算をすることなく政務調査費に充当した事務所費は、いずれも政務調査専用事務所における事務用品及び消耗品の購入費用等であったことが認められる。

そうすると、高岩議員の事務所費の支出のうち、原告が指摘する部分は、本件手引きによれば、全額を政務調査費に充当することが可能であるといえる。

したがって、上記事務所費の支出につき、外形的事実の存在は認められないから、同支出は、本件使途基準に合致した適法なものと認められる。

(3) 野本議員の支出

証拠（甲12, 54の2, 4, 6, 7, 9ないし15）及び弁論の全趣旨によれば、野本議員は、人件費として53万6000円を支出し、全額を政務調

査費に充当したことが認められる。

これに対し、原告は、議員が事務所において雇用する職員の人事費は同職員が調査研究活動の補助に従事した割合に応じ按分して政務調査費に充当する必要があるとして、野本議員による上記支出のうち、2分の1相当額は本件使途基準に合致しない違法な政務調査費の支出である旨主張する。

議員が雇用した職員の人事費に政務調査費を充当する場合、同職員が議員の行う調査研究活動以外の活動（後援会活動など）の補助業務にも従事したときには、調査研究活動の補助業務に従事した割合に限って充当が認められるものと解するのが相当である。

しかしながら、証拠（甲54の1、乙17）及び弁論の全趣旨によれば、野本議員は、平成21年4月から同年9月まで及び同年10月から平成22年3月まで、各1名の職員を雇用していたこと並びに上記各職員は、市政報告の通信物の作成、宛名書き及び発送のほか、現地調査の補助業務、調査研究活動資料の作成・整理の補助業務などに従事しており、調査研究活動以外の議員活動や私的活動には従事していないことが認められる。

そうすると、上記各職員はいずれも専ら調査研究活動に従事していたものといえることから、野本議員の支出した人事費の全額が、本件使途基準が定める「調査研究活動を補助する職員を雇用する経費」に該当するものと認められる。

したがって、上記人事費の支出につき、外形的事実は認められないから、同支出は、本件使途基準に合致した適法なものと認められる。

(4) 川議員の支出

ア 事務所費

証拠（甲13、55の2、5、7、11、17、22、29、35、38、41、47、51、56）及び弁論の全趣旨によれば、川議員は、事務所費として76万0980円を支出し、全額を政務調査費に充当したことが認められる。

これに対し、原告は、上記事務所費の支出は按分して政務調査費に充当するべきであるとして、支出額の2分の1は本件使途基準に合致しない違法な政務調査費の支出である旨主張する。

しかしながら、証拠（乙13）及び弁論の全趣旨によれば、川議員は、調査研究活動専用の事務所として、金沢市小立野三丁目3-17所在のビルの1階部分を月額6万3000円の賃料で借り受けていたこと、後援会活動は別の場所（自宅及び上記ビルの3階部分）において行っており、調査研究活動とは明確に区別されていたこと並びに上記事務所費の支出は、調査研究活動専用の事務所の賃借料及び同事務所専用の事務機器及び消耗品の購入経費であることが認められる。そうすると、それらの支出は、本件手引きによれば、全額を政務調査費に充当することが可能なものである。

したがって、上記事務所費の支出につき、外形的事実は認められないから、同支出は、全額について本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出と認められる。

イ 人件費

証拠（甲13、55の6、10、14、20、27、33、36、40、43、50、54、58）及び弁論の全趣旨によれば、川議員は、人件費として69万4400円を支出し、全額を政務調査費に充当したことが認められる。

これに対し、原告は、上記人件費の支出のうち、職員が調査研究活動の補助業務に従事した割合に応じて按分して政務調査費に充当する必要があるとして、支出額の2分の1相当額は本件使途基準に合致しない違法な政務調査費の支出である旨主張する。

しかしながら、証拠（甲55の1、乙13）及び弁論の全趣旨によれば、川議員は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間、職員1名を時給800円で雇用したこと並びに同職員は、現地調査の補助業務、調

査研究活動資料の作成・整理の補助業務及び政務調査費出納簿作成の補助業務に従事しており、調査研究活動以外の議員活動又は私的行為には従事していないなかったことが認められる。

そうすると、上記職員は専ら調査研究活動に従事していたものといえることから、川議員の支出した人件費の全額が、本件使途基準が定める「調査研究活動を補助する職員を雇用する経費」に該当するものと認められる。

したがって、上記人件費の支出につき、外形的事実は認められないから、同支出は、本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出と認められる。

ウ 自動車リース料

証拠（甲13, 55の39, 46, 48, 55）及び弁論の全趣旨によれば、川議員は、自動車リース料として24万1494円を支出し、約2分の1に相当する12万0745円を政務調査費に充当したことが認められる。

これに対し、原告は自動車リース料を政務調査費に充当することはできない旨主張するものの、調査研究活動に使用した割合に応じて政務調査費に充當できると解すべきであることは上記(1)イのとおりである。

これを本件についてみると、証拠（乙13）及び弁論の全趣旨によれば、川議員は、リースした自動車を、調査研究活動に関して住民等の意見交換会場への移動手段や研究対象としているテーマの現地調査などに利用したこと及び同自動車は調査研究活動以外の用途でも使用したが、調査研究活動目的で使用した割合は、充当割合である2分の1を上回っていたことが認められる。

そうすると、上記自動車リース料の支出につき、外形的事実は認められないから、同支出は、本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出と認められる。

(5) 小阪議員の支出

証拠（甲14, 56）及び弁論の全趣旨によれば、小阪議員は、人件費とし

て71万4000円を支出し、全額を政務調査費に充当したことが認められる。

これに対し、原告は、上記人件費の支出のうち、職員が調査研究活動の補助業務に従事した割合に応じて按分して政務調査費に充当する必要があるとして、支出額の2分の1相当額は本件使途基準に合致しない違法な政務調査費の支出である旨主張する。

しかしながら、証拠（甲56、乙10）及び弁論の全趣旨によれば、小阪議員は、平成21年4月から平成22年3月までの間、調査研究活動専用の職員1名を時給850円で雇用したこと、同職員は、現地調査の準備・連絡等の補助業務、同調査に係る現地での補助業務、調査研究活動資料の作成・まとめ作業の補助業務、手書き原稿のパソコン入力業務、政務調査費出納簿の作成業務及び広聴・広報業務の補助業務に従事していたこと並びに小阪議員は、上記職員とは別に臨時職員を雇用し、個人事務所や後援会活動の補助業務に従事させていたことが認められる。

そうすると、臨時職員雇用台帳（甲56）に記載された職員は専ら調査研究活動に従事していたものといえることから、小阪議員の支出した人件費の全額が、本件使途基準が定める「調査研究活動を補助する職員を雇用する経費」に該当するものと認められる。

したがって、上記人件費の支出につき、外形的事実は認められないから、同支出は、本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出であると認められる。

(6) 秋島議員の支出

ア 事務所費

（ア） 証拠（甲15、57の13、24、25、50、64、69、73、124、130、133、134、141、149）及び弁論の全趣旨によれば、秋島議員は、事務所費として、別紙5の番号1記載の支出（2万8375円）をし、同額を政務調査費に充当したことが認められる。

これに対し、原告は、上記事務所費の支出については、本件使途基準に

規定する事務所費に該当しないとして、違法な政務調査費の支出である旨主張する。

しかしながら、上記第2の2関係法令等の定めの(3)及び(4)のとおり、本件使途基準は、事務所費（議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する費用）の例示として「事務所の・・・維持管理費」を規定しており、また、本件手引きは、事務所内の会合等において提供される茶菓子代及び消耗品費等の雑費を事務所費の例として定めている。そして、証拠（甲15、乙6）及び弁論の全趣旨によれば、原告が指摘する上記支出は、掃除用具の購入費用といった事務所の維持管理費用や、事務所で使用する消耗品の購入費用、事務所内の会合等で提供した菓子の購入費用であることが認められるところ、調査研究活動専用の事務所を設置・管理するためにこのような経費を支出することについては一定の合理性が認められ、また、その額も社会通念上許容範囲内のものといえる。

そうすると、上記事務所費の支出につき、外形的事実は認められないから、同支出は、違法な政務調査費の支出と認められる。

(イ) 証拠（甲15、57の1、4、5、8、10、11、14、17、18、23の1及び2、26、31、35の1及び2、4及び5、36、41、42の1及び2、46ないし48、51、54、55、58、59、65の1及び2、68の1及び2、74、76ないし78、81の1及び2、84、87、88、93、95の1及び2、99、103の2、104、111の1及び2、113、114、117ないし119、122、128の1及び2、129、131の1及び2、135ないし137、140、142、147、148の1、148の2の1及び2、152の1及び2、155、159の1及び3、162、165、167、169、170、173、174の2、176、178、183、186、187の2及び3、191）及び弁論の全趣旨によれば、秋島議員は、事務所費として、

上記(ア)とは別に、87万0847円を支出し、全額について按分計算することなく、政務調査費に充当していることが認められる。

これに対し、原告は、上記事務所費の支出を按分して政務調査費に充当される必要があるとして、同部分の2分の1相当額が本件使途基準に合致しない違法な政務調査費の支出である旨主張する。

しかしながら、証拠(乙6)及び弁論の全趣旨によれば、秋島議員は、平成21年度当時、調査研究活動専用の事務所として、同年11月までは金沢市上荒屋六丁目410番1所在の部屋を月額5万0500円の賃料で、また、同年12月以降は、同市米泉町六丁目22番地所在の部屋を月額2万8000円の賃料で借り受けていたこと、同議員の後援会活動は、別の場所(自宅)で行われていたこと並びに上記事務所費は、上記の調査研究活動専用の事務所の賃借料や通信費、光熱費、同事務所において使用する事務用品及び消耗品の購入費用などであったことが認められる。そうすると、それらの支出は、本件手引きによれば、全額を政務調査費に充当することが可能なものである。

したがって、上記事務所費の支出につき、外形的事実は認められないから、同支出は、全額について本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出と認められる。

イ 自動車リース料

証拠(甲15, 57の23の3, 35の3, 42の3, 65の3, 81の3, 95の3, 111の3, 128の3, 148の2の3, 159の2, 174の1, 187の1)及び弁論の全趣旨によれば、秋島議員は、自動車リース料として65万5200円を支出し、2分の1に相当する32万7600円を政務調査費に充当したことが認められる。

これに対し、原告は自動車リース料を政務調査費に充当することはできない旨主張するものの、調査研究活動に使用した割合に応じて政務調査費に充

当できると解すべきであることは上記(1)イのとおりである。

これを本件についてみると、証拠（乙6）及び弁論の全趣旨によれば、秋島議員は、リースした自動車を、調査研究活動に関して、住民等の意見交換の場への移動手段や研究対象としているテーマの現地調査に利用したこと及び同自動車は調査研究活動以外の用途でも使用したが、調査研究活動目的で使用した割合は、充当割合である2分の1を上回っていたことが認められる。

そうすると、上記自動車リース料の支出につき、外形的事実は認められないから、同支出は、本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出であると認められる。

(7) 角野議員の支出

ア 証拠（甲16, 58の47, 78, 91, 95, 118, 128, 132, 140, 145）及び弁論の全趣旨によれば、角野議員は、事務所費として、別紙5の番号2記載の支出（7万8241円）をし、同額を政務調査費に充当したことが認められる。

これに対し、原告は、上記事務所費の支出については、本件使途基準に規定する事務所費に該当しないとして、違法な政務調査費の支出である旨主張する。

しかしながら、上記第2の2関係法令等の定めの(3)及び(4)のとおり、本件使途基準は、事務所費（議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する費用）の例示として「事務所の・・・備品購入費」を規定しており、また、本件手引きは、事務所内の会合等において提供される茶菓子代及びその他の雑費（事務用品、消耗品等）を事務所費の例として定めている。そして、証拠（甲16, 乙7）及び弁論の全趣旨によれば、原告が指摘する上記支出は、事務所で使用する来客用のソファ又はカーペットの備品購入費用並びに事務所内の会合等で提供したお茶及び菓子の購入費用で

あることが認められるところ、調査研究活動を行う事務所を設置・管理するためにこのような経費を支出することについては、一定の合理性が認められ、また、その額も社会通念上許容範囲内のものといえる。

そうすると、上記事務所費の支出につき、外形的事実は認められないから、同支出は、適法な政務調査費の支出と認められる。

イ 証拠（甲16, 58の3, 5, 6, 8, 11ないし13, 16, 18, 19, 24, 25, 28, 30, 42ないし46, 52ないし55, 57, 60, 66, 67, 70, 76, 77, 79, 81, 86, 88, 90, 92, 93, 97, 98, 101, 102, 107ないし109, 113, 115, 120, 121, 124, 131, 137, 147の1ないし13）及び弁論の全趣旨によれば、角野議員は、事務所費として、上記アとは別に、66万6248円を支出し、全額について按分計算することなく、政務調査費に充当していることが認められる。

これに対し、原告は、上記事務所費の支出を按分して政務調査費に充当される必要があるとして、同部分の2分の1相当額が本件使途基準に合致しない違法な政務調査費の支出である旨主張する。

しかしながら、証拠（乙7）及び弁論の全趣旨によれば、角野議員は、平成21年度当時、調査研究活動専用の事務所として、金沢市東長江町い29番地1所在の部屋を月額4万円の賃料で借り受けていたこと、同議員の後援会活動は、別の場所（自宅）で行われていたこと並びに上記事務所費は、上記の調査研究活動専用の事務所の賃借料や光熱費、同事務所において使用する事務用品、備品及び消耗品等の購入費用など同事務所の維持管理費用であったことが認められる。そうすると、それらの支出は、本件手引きによれば、全額を政務調査費に充当することが可能なものである。

したがって、上記事務所費の支出につき、外形的事実は認められないから、同支出は、全額について本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出と

認められる。

(8) 清水議員の支出

証拠（甲17, 59の1, 8, 10, 14, 19, 21, 27ないし32の2, 49ないし51）及び弁論の全趣旨によれば、清水議員は、事務所費として86万3524円を支出し、うち84万9985円について按分計算することなく、政務調査費に充当していることが認められる。

これに対し、原告は、上記事務所費の支出のうち、按分計算されていない部分についても按分して政務調査費に充当される必要があるとして、同部分の3分の2相当額が本件使途基準に合致しない違法な政務調査費の支出である旨主張する。

しかしながら、証拠（乙24）及び弁論の全趣旨によれば、清水議員は、平成21年度当時、金沢市深谷町ニの75所在の旅館内事務所の一部を月額7万円の賃料で借り受け、調査研究活動専用の事務所として利用していたこと、同議員の後援会活動の事務所は、別の場所（自宅、金沢市堅田町、吉原町など）に設置されていたこと及び上記充當に係る事務所費は、調査研究活動専用の事務所の賃借料や、同事務所において調査研究活動にのみ使用する事務用品及び消耗品の購入費用であったことが認められる。そうすると、それらの支出は、本件手引きによれば、全額を政務調査費に充当することが可能なものである。

したがって、上記事務所費の支出につき、外形的事実は認められないから、同支出は、全額について本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出と認められる。

(9) 松村議員の支出

ア 事務所費

証拠（甲18, 60の3, 7ないし9, 10, 12, 14, 17, 19ないし23, 26ないし30, 34, 36, 38, 41ないし43, 45, 47, 49ないし51, 55, 57, 60ないし64, 66, 68ないし72,



74ないし76, 80, 82ないし85, 87, 88, 90, 93, 95, 100, 104ないし109, 123) 及び弁論の全趣旨によれば、松村議員は、事務所費として54万4782円を支出し、全額を按分計算することなく、政務調査費に充当していることが認められる。

これに対し、原告は、上記事務所費の支出は按分して政務調査費に充当される必要があるとして、2分の1相当額が本件使途基準に合致しない違法な政務調査費の支出である旨主張する。

しかしながら、証拠(乙27)及び弁論の全趣旨によれば、松村議員は、平成21年度当時、金沢市長田二丁目12番18号所在の長田アパート6号を月額2万8000円の賃料で借り受けていたこと、同議員は、平成16年2月以降、同建物を後援会活動事務所として賃借していたが、平成19年の金沢市議会選挙で当選して以降は調査研究活動専用の事務所として使用していたこと及び上記充當に係る事務所費は、上記調査研究活動専用の事務所の維持管理経費であったことが認められる。そうすると、それらの支出は、本件手引きによれば、全額を政務調査費に充当することが可能なものである。

したがって、上記事務所費の支出につき、外形的事実は認められないから、同支出は、全額について本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出と認められる。

イ 人件費

証拠(甲18, 60の2, 11, 16, 25, 35, 46, 58, 67, 78, 86, 91, 102, 110ないし121)及び弁論の全趣旨によれば、松村議員は、人件費として63万6000円を支出し、全額を政務調査費に充当したことが認められる。

これに対し、原告は、上記人件費の支出のうち、職員が調査研究活動の補助業務に従事した割合に応じて按分して政務調査費に充当する必要があるとして、支出額の2分の1相当額は本件使途基準に合致しない違法な政務調

査費の支出である旨主張する。

しかしながら、証拠（甲60の1、乙27）及び弁論の全趣旨によれば、松村議員は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間、職員2名を時給800円で雇用したこと並びに同職員らは、現地調査の補助業務、調査研究活動資料の作成・整理の補助業務及び政務調査費出納簿作成の補助業務に従事しており、調査研究活動以外の議員活動又は私的行為には従事していないなかったことが認められる。

そうすると、上記職員らは専ら調査研究活動に従事していたものといえることから、松村議員の支出した人件費の全額が、本件使途基準が定める「調査研究活動を補助する職員を雇用する経費」に該当するものと認められる。

したがって、上記人件費の支出につき、外形的事実は認められないから、同支出は、本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出と認められる。

(10) 久保議員の支出

ア 事務所費

（ア）証拠（甲19、61の1、8、9、13、17、26、34、38、43、48、55、57、61、64、65、74、75、80、83、89、96）及び弁論の全趣旨によれば、久保議員は、事務所費として、別紙5の番号3の支出（4万5621円）をし、同額を政務調査費に充当したことが認められる。

これに対し、原告は、上記事務所費の支出については、本件使途基準に規定する事務所費に該当しないとして、違法な政務調査費の支出である旨主張する。

しかしながら、上記第2の2関係法令等の定めの(3)及び(4)のとおり、本件使途基準は、事務所費（議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する費用）の例示として「事務所の・・・維持管理費」を規定しており、また、本件手引きは、事務所内の会合等において提

供される茶菓子代等の雑費を事務所費の例として定めている。そして、証拠（甲19、乙18）及び弁論の全趣旨によれば、原告が指摘する上記支出は、事務所内の会合等で提供したお茶及び菓子の購入費用及び事務所における飲料水用のミネラルウォーターの購入費用であること並びに久保議員が借り受けた事務所の家屋が老朽化しており、水道水が赤色に変色していたため、飲料水用にミネラルウォーターを購入していたことであることが認められるところ、調査研究活動を行う事務所を設置・管理するためにこのような経費を支出することについては一定の合理性が認められ、また、その額も社会通念上許容範囲内のものといえる。

そうすると、上記事務所費の支出につき、外形的事実は認められないから、同支出は、適法な政務調査費の支出と認められる。

(イ) 証拠（甲19、61の2、4、7、11、12、14、15、19、21、24、28の1、30ないし33、40、41、45ないし47、52の1、53、58ないし60、62、66、67、71、73、76、79、81、82、84ないし86、91、95、97ないし100、104、105）及び弁論の全趣旨によれば、久保議員は、事務所費として、上記(ア)とは別に、64万9415円を支出し、全額について按分計算することなく、政務調査費に充当していることが認められる。

これに対し、原告は、上記事務所費の支出を按分して政務調査費に充当される必要があるとして、同部分の2分の1相当額が本件使途基準に合致しない違法な政務調査費の支出である旨主張する。

しかしながら、証拠（乙18）及び弁論の全趣旨によれば、久保議員は、平成21年度当時、調査研究活動専用の事務所として、金沢市兼六元町3番60号所在の建物を月額4万円の賃料で借り受けていたこと、同議員の後援会事務所は、別の場所（同市兼六元町3番69号所在の石川県看護連盟の事務所内）に設置していたこと並びに上記事務所費は、上記の調査研

究活動専用の事務所の賃借料や光熱費、通信費、同事務所において同活動のためだけに使用した事務用品及び消耗品等の購入費用など同事務所の維持管理費用であったことが認められる。そうすると、それらの支出は、本件手引きによれば、全額を政務調査費に充当することが可能なものである。

したがって、上記事務所費の支出につき、外形的事実は認められないから、同支出は、全額について本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出と認められる。

イ 自動車リース料

証拠（甲19、61の6、10、16、28の2、35、42、51、68、88、90、103）及び弁論の全趣旨によれば、久保議員は、自動車リース料として44万円を支出し、2分の1に相当する22万円を政務調査費に充当したことが認められる。

これに対し、原告は自動車リース料を政務調査費に充当することはできない旨主張するものの、調査研究活動に使用した割合に応じて政務調査費に充当できると解すべきであることは上記(1)イのとおりである。

これを本件についてみると、証拠（乙18）及び弁論の全趣旨によれば、久保議員は、リースした自動車を、調査研究活動に係る目的施設までの移動手段や現地調査のためなどに利用したこと及び同自動車は調査研究活動以外の用途でも使用したが、調査研究活動目的で使用した割合は、充当割合である2分の1を上回っていたことが認められる。

そうすると、上記自動車リース料の支出につき、外形的事実は認められないから、同支出は、本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出と認められる。

(1) 宮崎議員の支出

ア 自動車リース料

証拠（甲20、62の1）及び弁論の全趣旨によれば、宮崎議員は、自動車リース料として37万0440円を支出し、2分の1に相当する18万5220円を政務調査費に充当したことが認められる。

これに対し、原告は自動車リース料を政務調査費に充当することはできない旨主張するものの、調査研究活動に使用した割合に応じて政務調査費に充当できると解すべきであることは上記(1)イのとおりである。

これを本件についてみると、証拠（乙19）及び弁論の全趣旨によれば、宮崎議員は、リースした自動車を、調査研究活動に係る目的施設及び調査報告会の会場までの移動手段や現地調査のためなどに利用したこと並びに同自動車は調査研究活動以外の用途でも使用したが、調査研究活動目的で使用した割合は、充当割合である2分の1を上回っていたことが認められる。

そうすると、上記自動車リース料の支出につき、外形的事実は認められないから、同支出は、本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出と認められる。

イ リース車両維持管理費用

証拠（甲20、62の2及び4）及び弁論の全趣旨によれば、宮崎議員は、リース車両の修理費用として、12万8114円を支出し、うち6万4057円（2分の1相当額）を政務調査費に充当したことが認められ、上記第2の2関係法令等の定め(4)のとおり、本件手引きは、本件使途基準において政務調査費を充てることができない経費として例示された「その他政務調査費としての支出が不適切な経費」の具体的事例として、自動車の維持管理費用（自動車税、車検代、保険料、修理代、洗車代）を規定している。

これに対し、被告は、上記維持管理費用は議会事務局による本件回答に従って政務調査費に充当したものであり、適法な政務調査費の支出である旨主張する。

証拠（乙3）及び弁論の全趣旨によれば、本件回答は、自動車リースにつ

いては、車検代等の維持管理費用が議員の資産形成につながるものではないこと及び当該リース料が維持管理費用を含むものであるか否か等はリース契約の内容によって異なるため、リース車両に係る維持管理費の取扱いに一貫性を持たせることを根拠として、制限付きでリース車両の維持管理費用を政務調査費に充当することが可能であると判断したとしたものであることが認められる。

しかしながら、リース車両の維持管理費用が議員の資産形成につながるか否かは、リース期間終了後のリース車両の帰属等に関する契約内容いかんによることからすれば、本件回答のように、一律に資産形成につながらないものと取り扱うことは相当ではない。そうすると、政務調査費に対する維持管理費用の充当について、リース車両と議員の自己所有の自動車で異なる取扱いをすべき合理的な根拠は見出し難いというべきである。

そのため、上記修理費用の充当については、外形的事実が存在するものと認められ、かつ、被告による適切な反証が行われているとは認められない。

したがって、上記修理費用の充当は、本件使途基準に反する違法な政務調査費の支出というべきである。

ウ 小括

以上によれば、宮崎議員による政務調査費の支出のうち、6万4057円が違法な支出であると認められ、同議員は、金沢市に対し、不当利得返還義務として、自己資金額（2万5862円）を控除した3万8195円を返還すべき義務を負う。

(12) 黒沢議員の支出

証拠（甲21、63の1ないし5の5）及び弁論の全趣旨によれば、黒沢議員は、自動車リース料として57万5820円を支出し、2分の1相当額を下回る26万9710円を政務調査費に充当したことが認められる。

これに対し、原告は自動車リース料を政務調査費に充当することはできない

旨主張するものの、調査研究活動に使用した割合に応じて政務調査費に充当できることと解すべきであることは上記(1)イのとおりである。

これを本件についてみると、証拠（乙20）及び弁論の全趣旨によれば、黒沢議員は、リースした自動車を、調査研究活動に関して、住民等との意見交換会場への移動手段や、現地調査・資料収集、講演会・研究会等への参加のための移動手段として利用したこと及び同自動車は調査研究活動以外の用途でも使用したが、調査研究活動目的で使用した割合は、充当割合である2分の1を上回っていたことが認められる。

そうすると、上記自動車リース料の支出につき、外形的事実は認められないから、同支出は、本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出と認められる。

(13) 横越議員の支出

ア 事務所費

(ア) 証拠（甲22、64の8、16、22、37、40、44、53、60、74、76、90、91、94、107、127、138、148、149、156、167、173、178）及び弁論の全趣旨によれば、横越議員は、事務所費として、別紙5の番号4の支出（22万0035円）をし、同額を政務調査費に充当したことが認められる。

これに対し、原告は、上記事務所費の支出については、本件使途基準に規定する事務所費に該当しないこととして、違法な政務調査費の支出である旨主張する。

しかしながら、上記第2の2関係法令等の定めの(3)及び(4)のとおり、本件使途基準は、事務所費（議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する費用）の例示として「事務所の・・・維持管理費」を規定しており、また、本件手引きは、事務所内の会合等において提供される茶菓子代や、事務用品及び消耗品の購入費用等の雑費を事務所費

の例として定めている。そして、証拠（甲22、乙21）及び弁論の全趣旨によれば、原告が指摘する上記支出は、調査研究活動を行う事務所の掃除用具の購入費用や、事務所内の会合等で提供したお茶及び菓子の購入費用、同事務所で使用する備品の購入費用であることが認められるところ、調査研究活動を行う事務所を設置・管理するためにこのような経費を支出することについては一定の合理性が認められ、また、その額も社会通念上許容範囲内のものといえる。

そうすると、上記事務所費の支出につき、外形的事実は認められないから、同支出は、適法な政務調査費の支出と認められる。

(イ) 証拠（甲22、64の3、6、11、25、33、35、39、61、75、81、82、95、100、104、114、119、122、128、132ないし135、144、145、151、152、159、162、165、174）及び弁論の全趣旨によれば、横越議員は、事務所費として、上記(ア)とは別に、33万4565円を支出し、うち15万8325円について按分計算することなく、政務調査費に充当していることが認められる。

これに対し、原告は、横越議員が按分せずに政務調査費に充当した部分についても按分して政務調査費に充当される必要があるとして、同部分の2分の1相当額が本件使途基準に合致しない違法な政務調査費の支出である旨主張する。

しかしながら、証拠（乙21）及び弁論の全趣旨によれば、横越議員は、平成21年度当時、金沢市昌永町13番27号所在の自宅の一室を調査研究活動専用の事務所として利用していたこと、同議員の後援会事務所は、別の場所（同市昌永町15-64番地所在の建物内）に設置していたこと並びに上記事務所費は、上記の調査研究活動専用の事務所の備品購入費用や、同事務所において同活動のためだけに使用された通信費、事務用品及

び消耗品等の購入費用などであったことが認められる。そうすると、それらの支出は、本件手引きによれば、全額を政務調査費に充当することが可能なものである。

したがって、上記事務所費の支出につき、外形的事実は認められないから、同支出は、全額について本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出と認められる。

イ 人件費

証拠（甲22, 64の13, 20, 28, 48, 55, 69, 89, 105, 121, 139, 158, 170）及び弁論の全趣旨によれば、横越議員は、人件費（事務費）として54万1400円を支出し、全額を政務調査費に充当したことが認められる。

これに対し、原告は、上記人件費の支出のうち、職員が調査研究活動の補助業務に従事した割合に応じて按分して政務調査費に充当する必要があるとして、支出額の2分の1相当額は本件使途基準に合致しない違法な政務調査費の支出である旨主張する。

しかしながら、証拠（甲64の1, 乙21）及び弁論の全趣旨によれば、横越議員は、平成21年4月から平成22年3月までの間、職員1名を時給850円で雇用したこと（職員雇用台帳には雇用期間が平成22年4月から平成24年3月までと記載されているが、領収書（甲64の13, 20, 28, 48, 55, 69, 89, 105, 121, 139, 158, 170）の記載に照らせば、平成21年4月から平成22年3月までの誤記であると認められる。）並びに同職員は、1日2時間程度、調査研究活動事務所における同活動に関連する補助業務（はがき、手紙の宛名書き、電話・ファックス対応、郵便物の整理、来客対応、調査研究活動の資料の作成・整理、現地見分の地図出し準備など）に従事していたことが認められる。

そうすると、上記職員は専ら調査研究活動に従事していたものといえるこ

とから、横越議員の支出した人件費の全額が、本件使途基準が定める「調査研究活動を補助する職員を雇用する経費」に該当するものと認められる。

したがって、上記人件費の支出につき、外形的事実は認められないから、同支出は、本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出と認められる。

ウ 自動車リース料等

(ア) 自動車リース料

証拠（甲22, 64の10, 15, 24, 42, 54, 66, 79, 101, 116, 130, 154, 166）及び弁論の全趣旨によれば、横越議員は、自動車リース料として56万0175円を出し、約2分の1に相当する28万0087円を政務調査費に充当したことが認められる。

これに対し、原告は自動車リース料を政務調査費に充当することはできない旨主張するものの、調査研究活動に使用した割合に応じて政務調査費に充当できると解すべきであることは上記(1)イのとおりである。

これを本件についてみると、証拠（乙21）及び弁論の全趣旨によれば、横越議員は、リースした自動車を、調査研究活動に関する現場視察の際の移動手段などに利用したこと及び同自動車は調査研究活動以外の用途でも使用したが、調査研究活動目的で使用した割合は、充当割合である2分の1を上回っていたことが認められる。

そうすると、上記自動車リース料の支出につき、外形的事実は認められないから、同支出は、本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出と認められる。

(イ) リース車両維持管理費用

証拠（甲22, 64の4の1, 182）及び弁論の全趣旨によれば、リース車両部品交換費用及びリース車両車検代金の維持管理費用として、14万0650円を出し、うち6万8750円を政務調査費に充当したことが認められ、上記第2の2関係法令等の定め(4)のとおり、本件手引きは、

本件使途基準において政務調査費を充てることができない経費として例示された「その他政務調査費としての支出が不適切な経費」の具体的な事例として、自動車の維持管理費用（自動車税、車検代、保険料、修理代、洗車代）を規定している。

これに対し、被告は、上記維持管理費用は議会事務局による本件回答に従って政務調査費に充当したものであり、適法な政務調査費の支出である旨主張する。

証拠（乙3）及び弁論の全趣旨によれば、本件回答は、自動車リースについては、車検代等の維持管理費用が議員の資産形成につながるものではないこと及び当該リース料が維持管理費用を含むものであるか否か等はリース契約の内容によって異なるため、リース車両に係る維持管理費の取扱いに一貫性を持たせることを根拠として、制限付きでリース車両の維持管理費用を政務調査費に充当することが可能であると判断したとしたものであることが認められる。

しかしながら、リース車両の維持管理費用が議員の資産形成につながるか否かは、リース期間終了後のリース車両の帰属等に関する契約内容いかんによることからすれば、本件回答のように、一律に資産形成につながらないものと判断することは相当ではない。そうすると、政務調査費に対する維持管理費用の充当について、リース車両と議員の自己所有の自動車で異なる取扱いをすべき合理的な根拠は見出し難いというべきである。

そのため、上記維持管理費用の充当については、外形的事実が存在するものと認められ、かつ、被告による適切な反証が行われているとは認められない。

したがって、上記維持管理費用の充当は、本件使途基準に反する違法な政務調査費の支出というべきである。

エ 小括

以上によれば、横越議員による政務調査費の支出のうち、6万8750円が違法な支出であると認められるため、同議員は、金沢市に対し、不当利得返還義務として、自己資金額（4万4217円）を控除した2万4533円を返還すべき義務を負う。

(14) 田中展郎議員の支出

証拠（甲23、65の3ないし6、9、10、13ないし15、17、20ないし23、25、26、29、30、32、33、36、37、39、40）及び弁論の全趣旨によれば、田中展郎議員は、人件費（事務手当）として60万円を支出し、全額を政務調査費に充当したことが認められる。

これに対し、原告は、上記人件費の支出を、職員が調査研究活動の補助業務に従事した割合に応じて按分して政務調査費に充当する必要があるとして、支出額の2分の1相当額は本件使途基準に合致しない違法な政務調査費の支出である旨主張する。

しかしながら、証拠（甲65の1、2、乙22）及び弁論の全趣旨によれば、田中展郎議員は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間、職員2名を雇用したこと（1名は時給1000円、1名は月給1万円）並びに各職員は、調査研究活動に関して、パソコン補助業務、新聞の切り抜きや資料の整理、原告作成等の補助業務及び調査研究活動専用の事務所の管理、同事務所の電話当番等の業務に従事しており、調査研究活動以外の議員活動又は私的行為には従事していなかったことが認められる。

そうすると、上記各職員は専ら調査研究活動に従事していたものといえることから、田中展郎議員の支出した人件費の全額が、本件使途基準が定める「調査研究活動を補助する職員を雇用する経費」に該当するものと認められる。

したがって、上記人件費の支出につき、外形的事実は認められないから、同支出は、本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出と認められる。

(15) 上田議員の支出

ア 事務所の賃借料

(ア) 証拠（甲24, 甲40, 甲66の1ないし4, 8, 21, 31, 32, 37, 40, 43, 48, 甲111, 甲112, 乙23）及び弁論の全趣旨によれば、上田議員は、株式会社上善から、金沢市田上第五土地区画整理地内50街区5番, 6-1番所在の事務所を、駐車場料金を含めて月額15万円の賃借料で調査研究活動専用の事務所として借り受けていたこと、同議員は、同事務所の賃借料合計180万円を事務所費として政務調査費に充当したこと、同事務所の所有者が上田議員本人であること及び上記株式会社上善は、同議員の妻が代表取締役を務め、同議員本人も取締役を務めていることが認められる。

(イ) この点、原告は、上記賃借料の支出は、同事務所の所有者が議員本人であること及び貸貸人が議員の親族が代表者を務める法人であることに鑑みると、賃料としての実態のない不適切なものであり、違法な政務調査費の支出である旨主張する。

議員が、調査研究活動を行う事務所の賃借料を支出する場合、同事務所の使用に対する対価としての実態が認められる限り、同支出は本件使途基準所定の「議員の行う調査研究活動のために必要な・・・経費」である「事務所の賃借料」に該当するものとして、政務調査費への充当が可能であると解するのが相当である。

そして、自己所有の不動産を調査研究活動に使用するにつき、第三者にその対価を支払うことは通常考え難いことに鑑みると、議員が自己所有の不動産について賃借料を支出する場合、上記対価としての実態は認められないと考えるのが自然である。そうすると、かかる場合には外形的事実が存在するものと認められ、被告において、議員が自己所有の不動産を賃借して使用しなければならない合理的な理由が存することや、賃料額などの契約内容の合理性等について適切な反証をしない限り、賃借料の支出は、

本件使途基準に反した違法な政務調査費の支出にあたるというべきである。

(ウ) これに対し、被告は、上田議員が借り受けた建物の管理については、不動産の賃貸・管理を業としている株式会社上善が行っていたことから、同議員は賃借料を同会社に支払っていた旨反論し、証拠（甲112、乙23）及び弁論の全趣旨によれば、被告が反論する事実が認められる。

しかしながら、被告は、賃借料が合理的な額であることの根拠や、上田議員が上記会社との間で管理委託契約等ではなく、賃貸借契約を締結しなければならない合理的な理由、上記会社による管理の実態等について何ら具体的な主張立証を行っておらず、上記の適切な反証がなされているとまでは認められない。

したがって、上記賃借料は、違法な政務調査費の支出というべきである。

イ 按分計算の要否

証拠（甲24、66の5ないし7、9ないし20、22ないし28、45の1ないし4、46の1及び2、47の1ないし5）及び弁論の全趣旨によれば、上田議員は、事務所費として、上記アとは別に、14万3466円を支出し、うち7万1733円について按分計算することなく、政務調査費に充当していることが認められる。

これに対し、原告は、上記事務所費を按分して政務調査費に充当される必要があるとして、2分の1相当額が本件使途基準に合致しない違法な政務調査費の支出である旨主張する。

しかしながら、証拠（乙23）及び弁論の全趣旨によれば、上田議員は、平成21年度当時、上記アの事務所を調査研究活動専用の事務所として利用していたこと、同議員の後援会活動は、別の場所（自宅及び田上第五土地区画整理地内7街区13番所在のビル2階）に設置していたこと並びに上記事務所費は、調査研究活動専用の事務所における光熱費や、通信費等であった

ことが認められる。そうすると、それらの支出は、本件手引きによれば、全額を政務調査費に充当することが可能なものである。

したがって、上記事務所費の支出につき、外形的事実は認められないから、同支出は、全額について本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出と認められる。

ウ 小括

以上によれば、上田議員による政務調査費の支出のうち、180万円が違法な支出であると認められるため、同議員は、金沢市に対し、不当利得返還義務として、自己資金額（24万2132円）を控除した155万7868円を返還すべき義務を負う。

(16) 苗代議員の支出

ア 事務所費

証拠（甲25、甲42、甲67の2、4、6、8、10、12、15、17、19、21、23、25、甲113、乙25）及び弁論の全趣旨によれば、苗代議員は、株式会社イチコーマックスとの間で、金沢市矢木三丁目70番地所在の事務所（付属設備を含む。）を月額6万5000円の賃借料で調査研究活動専用の事務所として借り受けていたこと、同議員は同事務所の賃借料合計39万円を事務所費として政務調査費に充当したこと及び上記会社は、同議員が代表取締役を務めていることが認められる。

議員が調査研究活動を行うために使用する事務所を賃借するに際し、当該議員が代表者を務める会社から当該事務所を賃借する場合、第三者が賃貸人となる場合に比して、賃料額が適正な価額を超えて恣意的に定められるなど、いわゆるお手盛りの弊害等が生じる蓋然性が高いというべきである。そうすると、このような場合には外形的事実が存在するものと認められ、被告において賃料額などの契約内容の合理性等について適切な反証をしない限り、賃借料の支出は、本件使途基準に反した違法な政務調査費の支出にあたるとい

うべきである。

しかしながら、被告は、賃借料が合理的な額であることの根拠や、当該賃貸人と契約するに至った経緯、上記会社による管理の実態等について何ら具体的な主張立証を行っておらず、上記適切な反証がなされているとは認められない。

したがって、上記賃借料の支出は、本件使途基準に反する違法な政務調査費の支出というべきである。

イ 人件費

証拠（甲25、67の3、5、7、9、11、13、16、18、20、22、24、26）及び弁論の全趣旨によれば、苗代議員は、人件費として104万4000円を支出し、全額を政務調査費に充当したことが認められる。

これに対し、原告は、上記人件費の支出を、職員が調査研究活動の補助業務に従事した割合に応じて按分して政務調査費に充当する必要があるとして、支出額の2分の1相当額は本件使途基準に合致しない違法な政務調査費の支出である旨主張する。

しかしながら、証拠（甲67の1、乙25）及び弁論の全趣旨によれば、苗代議員は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間、職員1名を時給1000円で雇用したこと、同職員は、調査研究活動に関わる業務として、同活動資料の作成・整理の補助業務や、政務調査費出納簿の作成、電話応対業務等の庶務に従事していたこと及び同職員は、講演会活動や個人事務所としての業務にも携わっていたものの、政務調査費に充当された同職員の人件費は、調査研究活動の補助業務に専従していた時間を計算し、交通費として月額4000円を加算して算定されていたこと認められる。

そうすると、上記支出は、職員が専ら調査研究活動に従事していた時間に係る人件費についてのものといえることから、苗代議員が政務調査費に充当

した人件費の全額が、本件使途基準が定める「調査研究活動を補助する職員を雇用する経費」に該当するものと認められる。

したがって、上記人件費の支出につき、外形的事実は認められないから、同支出は、本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出と認められる。

ウ 小括

以上によれば、苗代議員による政務調査費の支出のうち、39万円が違法な支出であると認められるため、同議員は、金沢市に対し、不当利得返還義務として、自己資金額（23万8497円）を控除した15万1503円を返還すべき義務を負う。

(17) 田中仁議員の支出

ア 事務所費

(ア) 証拠（甲26、68の6）及び弁論の全趣旨によれば、田中仁議員は、事務所費（お茶菓子代）として、別紙5の番号5の支出（3097円）をし、同額を政務調査費に充当したことが認められる。

これに対し、原告は、上記事務所費の支出については、本件使途基準に規定する事務所費に該当しないこととして、違法な政務調査費の支出である旨主張する。

しかしながら、上記関係法令等の定めの(4)記載のとおり、本件手引きは、事務所内の会合等において提供される茶菓子代の雑費を事務所費の例として定めているところ、証拠（甲26、乙26）及び弁論の全趣旨によれば、原告が指摘する上記支出は、事務所内の会合等で提供したお茶菓子の購入費用であることが認められる。そして、調査研究活動を行う事務所の設置・管理を行うためにこのような経費を支出することについては一定の合理性が認められ、また、その額も社会通念上許容範囲内のものといえる。

そうすると、上記事務所費の支出につき、外形的事実は認められないから、同支出は、適法な政務調査費の支出と認められる。

(イ) 証拠（甲26, 68の10, 12, 16, 19, 20, 23, 27, 29, 31, 33, 35, 39, 41, 45）及び弁論の全趣旨によれば、田中仁議員は、事務所費として、上記(ア)とは別に、88万5690円を支出し、全額について按分計算することなく、政務調査費に充当していることが認められる。

これに対し、原告は、上記事務所費の支出を按分して政務調査費に充当される必要があるとして、同部分の2分の1相当額が本件使途基準に合致しない違法な政務調査費の支出である旨主張する。

しかしながら、証拠（乙26）及び弁論の全趣旨によれば、田中仁議員は、平成21年度当時、金沢市岸川町チ70-1所在の建物の2階を月額6万円の賃料で借り受け、調査研究活動専用の事務所としていたこと、同議員の後援会事務所は、別の場所（同市彦三町二丁目9-1所在の建物の4階）に設置していたこと並びに上記事務所費は、上記の調査研究活動専用の事務所の賃借料や、同事務所において同活動のために使用した事務用品及び消耗品等の購入費用、調査研究活動に係るインターネットホームページのメンテナンス費用などであったことが認められる。そうすると、それらの支出は、本件手引きによれば、全額を政務調査費に充当することが可能なものであると考えられる。

したがって、上記事務所費の支出につき、外形的事実は認められないから、同支出は、全額について本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出と認められる。

イ 自動車リース料等

(ア) 自動車リース料

証拠（甲26, 68の11の1, 14の1, 17, 22の1, 25, 28の1, 30の1, 34, 37, 40の1, 43の1）及び弁論の全趣旨によれば、田中仁議員は、自動車リース料として49万0245円を支出

し、2分の1相当額を下回る19万1823円を政務調査費に充当したことが認められる。

これに対し、原告は自動車リース料を政務調査費に充当することはできない旨主張するものの、調査研究活動に使用した割合に応じて政務調査費に充当できると解すべきであることは上記(1)イのとおりである。

これを本件についてみると、証拠（乙26）及び弁論の全趣旨によれば、田中仁議員は、平成21年度当時、リースした自動車を、調査研究活動に関して、市民等との意見交換会場への移動手段や調査研究対象としているテーマの現地調査、市民の要望・課題の現地調査の際などに利用したこと及び同自動車は調査研究活動以外の用途でも使用したが、調査研究活動目的で使用した割合は、充当割合である2分の1を上回っていたことが認められる。

そうすると、上記自動車リース料の支出につき、外形的事実は認められないから、同支出は、本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出である。

(イ) リース車両維持管理費用

証拠（甲26、68の8、42）及び弁論の全趣旨によれば、田中仁議員は、リース車両のタイヤ等の購入費用及び車検料などの維持管理費用として、15万9600円を支出し、うち7万9800円（2分の1相当額）を政務調査費に充当したことが認められるところ、上記第2の2関係法令等の定め(4)のとおり、本件手引きは、本件使途基準において政務調査費を充てることができない経費として例示された「その他政務調査費としての支出が不適切な経費」の具体的事例として、自動車の維持管理費用（自動車税、車検代、保険料、修理代、洗車代）を規定している。

これに対し、被告は、上記維持管理費用は議会事務局による本件回答に従って政務調査費に充当したものであり、適法な政務調査費の支出である

旨主張する。

証拠（乙3）及び弁論の全趣旨によれば、本件回答は、自動車リースについては、車検代等の維持管理費用が議員の資産形成につながるものではないこと及び当該リース料が維持管理費用を含むものであるか否か等はリース契約の内容によって異なるため、リース車両に係る維持管理費の取扱いに一貫性を持たせることを根拠として、制限付きでリース車両の維持管理費用を政務調査費に充当することが可能であると判断したとしたものであることが認められる。

しかしながら、リース車両の維持管理費用が議員の資産形成につながるか否かは、リース期間終了後のリース車両の帰属等に関する契約内容いかんによることからすれば、本件回答のように、一律に資産形成につながらないものと取り扱うことは相当ではない。そうすると、政務調査費に対する維持管理費用の充当について、リース車両と議員の自己所有の自動車で異なる取扱いをすべき合理的な根拠は見出し難いというべきである。

そのため、上記維持管理費用の充当については、外形的事実が存在するものと認められ、かつ、被告による適切な反証が行われているとは認められない。

したがって、上記維持管理費用の充当は、本件使途基準に反する違法な政務調査費の支出というべきである。

ウ 小括

以上によれば、田中仁議員による政務調査費の支出のうち、7万9800円が違法な支出であると認められるものの、同議員の自己資金額（10万3624円）が違法支出額を上回るため、同議員は金沢市に対する返還義務を負わない。

(18) 松井議員の支出

ア 事務所費

(ア) 証拠（甲27、69の13）及び弁論の全趣旨によれば、松井議員は、事務所費（茶菓子代）として、別紙5の番号6の支出（1536円）をし、同額を政務調査費に充当したことが認められる。

これに対し、原告は、上記事務所費の支出については、本件使途基準に規定する事務所費（議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する費用）に該当しないこととして、違法な政務調査費の支出である旨主張する。

しかしながら、上記関係法令等の定めの(4)記載のとおり、本件手引きは、事務所内の会合等において提供される茶菓子代を事務所費の例として定めているところ、証拠（甲17、乙8）及び弁論の全趣旨によれば、原告が指摘する上記支出は、事務所内の会合等で提供した菓子の購入費用であることが認められる。そして、調査研究活動を行う事務所の設置・管理を行うためにこのような経費を支出することについては一定の合理性が認められ、また、その額も社会通念上許容範囲内のものといえる。

そうすると、上記事務所費の支出につき、外形的事実は認められないから、同支出は、違法な政務調査費の支出と認められる。

(イ) 証拠（甲27、69の3、4、5の1、2、3、4、6、7、9、7の2及び4、9の1、3、4、6、8、9、11、12、14、15、17、19、20、10ないし12、23の1、2、4、5、7、9、10、12、13、25、27、29ないし33、34の2、3、5、7、8、10、11、13、15、36ないし38、40、47の1及び2）及び弁論の全趣旨によれば、松井議員は、事務所費として、上記(ア)とは別に、81万4086円を支出し、全額について按分計算することなく、政務調査費に充当していることが認められる。

これに対し、原告は、上記事務所費の支出を按分して政務調査費に充当される必要があるとして、同部分の2分の1相当額が本件使途基準に合致

しない違法な政務調査費の支出である旨主張する。

しかしながら、証拠（乙8）及び弁論の全趣旨によれば、松井議員は、平成21年度当時、調査研究活動専用の事務所として、金沢市長坂三丁目13-4所在の部屋を月額5万円の賃料で借り受けていたこと並びに上記事務所費は、同事務所の賃借料や光熱費、通信費、同事務所において使用された備品、事務用品及び消耗品等の購入費用などであったことが認められる。そうすると、それらの支出は、本件手引きによれば、全額を政務調査費に充当することが可能なものである。

したがって、上記事務所費の支出につき、外形的事実は認められないから、同支出は、全額について本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出と認められる。

イ 人件費

証拠（甲27、69の15ないし20、41ないし46）及び弁論の全趣旨によれば、松井議員は、人件費（事務費）として70万円を支出し、全額を政務調査費に充当したことが認められる。

これに対し、原告は、上記人件費の支出を、職員が調査研究活動の補助業務に従事した割合に応じて按分して政務調査費に充当する必要があるとして、支出額の2分の1相当額は本件使途基準に合致しない違法な政務調査費の支出である旨主張する。

しかしながら、証拠（甲69の1、2、乙8）及び弁論の全趣旨によれば、松井議員は、平成21年4月から平成22年3月までの間、職員1名を日当5000円で雇用したこと及び同職員は、調査研究活動の資料の作成・整理、来客応対等の補助業務に従事しており、調査研究活動以外の松井議員の議員活動又は私的行為には従事していないことが認められる。

そうすると、上記職員は専ら調査研究活動に従事していたものといえることから、松井議員の支出した人件費の全額が、本件使途基準が定める「調査

研究活動を補助する職員を雇用する経費」に該当するものと認められる。

したがって、上記人件費の支出につき、外形的事実は認められないから、同支出は、本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出と認められる。

(19) 森尾議員の支出

証拠（甲28、70の1ないし25）及び弁論の全趣旨によれば、森尾議員は、自動車リース料として21万6720円を支出し、2分の1に相当する10万8360円を政務調査費に充当したことが認められる。

これに対し、原告は自動車リース料を政務調査費に充当することはできない旨主張するものの、調査研究活動に使用した割合に応じて政務調査費に充当できると解すべきであることは上記(1)イのとおりである。

これを本件についてみると、証拠（乙5）及び弁論の全趣旨によれば、森尾議員は、平成21年当時、リースした自動車を、調査研究活動に関して、障害者施設、商店街、高齢者宅の訪問及び関連施設の現地調査などに利用したこと及び同自動車は調査研究活動以外の用途でも使用したが、調査研究活動目的で使用した割合は、充当割合である2分の1を上回っていたことが認められる。

そうすると、上記自動車リース料の支出につき、外形的事実は認められないから、同支出は、本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出と認められる。

(20) 升議員の支出

ア 証拠（甲29、71の2、25、31、35、40、68、69、71、88、93、99）及び弁論の全趣旨によれば、升議員は、事務所費として、別紙5の番号7の支出（2万0381円）をし、同額を政務調査費に充当したことが認められる。

これに対し、原告は、上記事務所費の支出については、本件使途基準に規定する事務所費に該当しないこととして、違法な政務調査費の支出である旨主張する。

しかしながら、上記関係法令等の定めの(3)及び(4)記載のとおり、本件使途基準は、事務所費（議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する費用）の例示として「事務所の・・・維持管理費」を規定しており、また、本件手引きは、事務所内の会合等において提供される茶菓子代及び事務用品や消耗品等の購入費用を事務所費の例として定めている。そして、証拠（甲29、乙4）及び弁論の全趣旨によれば、原告が指摘する上記支出は、調査研究活動を行う事務所内のブラインドの購入費用や障子の張替費用など同事務所の維持管理費用及び事務所内の会合等で提供したお茶及び菓子の購入費用であることが認められるところ、調査研究活動を行う事務所の設置・管理を行うためにこのような経費を支出することについては一定の合理性が認められ、また、その額も社会通念上許容範囲内のものといえる。

そうすると、上記事務所費の支出につき、外形的事実は認められないから、同支出は、適法な政務調査費の支出と認められる。

イ 証拠（甲29、71の1、4、8、14、16、18、20、23、24、27、32、34、43、50、53ないし57、62、63、65、75、76、78ないし80、83ないし85、90、97、101ないし103、105）及び弁論の全趣旨によれば、升議員は、事務所費として、上記アとは別に、58万5720円を出し、うち8万6946円について按分計算することなく、政務調査費に充当していることが認められる。

これに対し、原告は、上記事務所費の支出のうち、升議員が按分することなく政務調査費に充当した部分についても、按分して政務調査費に充当される必要があるとして、同部分の2分の1相当額が本件使途基準に合致しない違法な政務調査費の支出である旨主張する。

しかしながら、証拠（乙4）及び弁論の全趣旨によれば、升議員は、平成21年度当時、調査研究活動及び後援会活動の事務所として、金沢市若草町

26-7 所在の建物を月額7万5000円の賃料で借り受けていたこと、同事務所は、調査研究活動専用の部分と後援会活動専用の部分に区画を分けて利用していたこと及び按分することなく政務調査費に充当した事務所費の支出は、上記の調査研究活動のための通信費、同活動に使用する備品や事務用品、消耗品等の購入費用などであったことが認められる。そうすると、それらの支出は、本件手引きによれば、全額を政務調査費に充当することが可能なものである。

したがって、上記事務所費の支出につき、外形的事実は認められないから、同支出は、全額について本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出と認められる。

なお、升議員は上記事務所の賃借料の振込送金に係る手数料について、按分することなく政務調査費に充当しているものの（甲29、甲71の34、78、101）、本件全証拠によても、調査研究活動専用の部分に相当する賃料額の送金に要する手数料額がより低額である事実が認められないこと等に鑑みると、上記手数料全額の支出についても、按分していないことをもって直ちに外形的事実が認められるとはいえない。

(21) 増江議員の支出

ア 証拠（甲30、72の2、5、6、8、10、14、15、17、18、21、23、26、29、30、33、34、37、39、43、45、47、51、58）及び弁論の全趣旨によれば、増江議員は、事務所費として、別紙5の番号8の支出（24万1928円）をし、同額を政務調査費に充当したことが認められる。

これに対し、原告は、上記事務所費の支出については、本件使途基準に規定する事務所費に該当しないこととして、違法な政務調査費の支出である旨主張する。

しかしながら、上記関係法令等の定めの(3)及び(4)記載のとおり、本件使途



基準は、事務所費（議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する費用）の例示として「事務所の・・・維持管理費」を規定しており、また、本件手引きは、事務所内の会合等において提供される茶菓子代及び事務所内で使用する事務用品や消耗品、備品等の購入費用を事務所費の例として定めている。そして、証拠（甲30、乙9）及び弁論の全趣旨によれば、原告が指摘する上記支出は、調査研究活動を行う事務所内のモップ等の掃除用具の費用など同事務所の維持管理費用、事務所内で使用するシュレッダー等備品の購入費用及び事務所内の会合等で提供したお茶及び菓子の購入費用であることが認められるところ、調査研究活動を行う事務所の設置・管理を行うためにこのような経費を支出することについては一定の合理性が認められ、また、その額も社会通念上許容範囲内のものといえる。

そうすると、上記事務所費の支出につき、外形的事実は認められないから、同支出は、適法な政務調査費の支出と認められる。

イ 証拠（甲30、72の3、4、13、24、25、40、50、53の1、3、5、6、54の1ないし3、5ないし9、55の1ないし5、7ないし10、56の1ないし4、6ないし8、10ないし16、18ないし21、59）及び弁論の全趣旨によれば、増江議員は、事務所費として、上記アとは別に、63万6307円を支出し、全額について按分計算することなく、政務調査費に充当していることが認められる。

これに対し、原告は、上記事務所費の支出を按分して政務調査費に充当される必要があるとして、2分の1相当額が本件使途基準に合致しない違法な政務調査費の支出である旨主張する。

しかしながら、証拠（甲30、乙9）及び弁論の全趣旨によれば、増江議員は、平成21年度当時、調査研究活動の事務所として、金沢市桂町ハ44-1所在の部屋を月額4万5000円の賃料で借り受けていたこと、同議員の後援会活動は、同事務所とは別の場所（同議員の自宅）において行ってい

たこと及び上記事務所費の支出は、同事務所の賃借料、同事務所において行う調査研究活動のための通信費、同活動に使用する備品や事務用品、消耗品等の購入費用などであったことが認められる。そうすると、それらの支出は、本件手引きによれば、全額を政務調査費に充当することが可能なものである。

したがって、上記事務所費の支出につき、外形的事実は認められないから、同支出は、全額について本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出と認められる。

(22) 安達議員の支出

ア 事務所費

証拠（甲31、73の3ないし5、7ないし19、24、25、27、28、31ないし34、36、38、42ないし44、47、49、51ないし53、55、59、61、63、64、67、69、71、79ないし81、84ないし86、90、91、96ないし98、101ないし104、107、108、114、115、117、118、121、122、127、129、130、132、133、137、140、141）及び弁論の全趣旨によれば、安達議員は、事務所費として87万1983円を支出し、全額について按分計算することなく、政務調査費に充当していることが認められる。

これに対し、原告は、上記事務所費の支出を按分して政務調査費に充当される必要があるとして、2分の1相当額が本件使途基準に合致しない違法な政務調査費の支出である旨主張する。

しかしながら、証拠（乙28）及び弁論の全趣旨によれば、安達議員は、平成21年4月までは金沢市高尾台四丁目117所在のビルの1室を月額6万円の賃料で、また、同年5月以降は金沢市高尾台四丁目27所在のビルの1室を月額3万5840円の賃料で、それぞれ調査研究活動専用の事務所として借り受けていたこと、同議員の後援会活動は、自宅や上記事務所とは

別に借り受けた部屋で行っていたこと並びに上記事務所費の支出は、政務調査専用事務所の賃借料、同事務所における事務用品・消耗品の購入費用、同事務所の光熱費及び通信費等であったことが認められる。そうすると、それらの支出は、本件手引きによれば、全額を政務調査費に充当することが可能なものである。

したがって、上記事務所費の支出につき、外形的事実は認められないから、同支出は、全額について本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出と認められる。

イ 人件費

証拠（甲31, 73の21, 30, 40, 58, 65, 74, 89, 100, 109, 124, 134, 144）及び弁論の全趣旨によれば、安達議員は、人件費として50万9350円を支出し、全額を政務調査費に充当したことが認められる。

これに対し、原告は、上記人件費の支出を、職員が調査研究活動の補助業務に従事した割合に応じて按分して政務調査費に充当する必要があるとして、支出額の2分の1相当額は本件使途基準に合致しない違法な政務調査費の支出である旨主張する。

しかしながら、証拠（甲73の1, 2, 乙28）及び弁論の全趣旨によれば、安達議員は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間、職員1名を時給700円で雇用したこと及び同職員は、市民要望の受付や、調査研究活動の資料の作成・整理の補助、政務調査費出納簿の作成など調査研究活動に関連する補助業務に従事しており、調査研究活動以外の議員活動又は私的行為には従事していないかったことが認められる。

そうすると、上記職員は専ら調査研究活動に従事していたものといえることから、安達議員の支出した人件費の全額が、本件使途基準が定める「調査研究活動を補助する職員を雇用する経費」に該当するものと認められる。

したがって、上記人件費の支出につき、外形的事実は認められないから、同支出は、本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出であると認められる。

ウ 自動車リース料

証拠（甲31, 73の41の1及び2, 75, 77, 78, 112ないし113の2, 145の1ないし3）及び弁論の全趣旨によれば、安達議員は、自動車リース料として43万8698円を支出し、約2分の1に相当する21万9348円を政務調査費に充当したことが認められる。

これに対し、原告は自動車リース料を政務調査費に充当することはできない旨主張するものの、調査研究活動に使用した割合に応じて政務調査費に充當できると解すべきであることは上記(1)イのとおりである。

これを本件についてみると、証拠（乙28）及び弁論の全趣旨によれば、安達議員は、平成21年度当時、リースした自動車を、調査研究活動に関して、研究対象としているテーマの現地調査や、市民等との意見交換の場への移動手段として利用したこと及び同自動車は調査研究活動以外の用途でも使用したが、調査研究活動目的で使用した割合は、充当割合である2分の1を上回っていたことが認められる。

そうすると、上記自動車リース料の支出につき、外形的事実は認められないから、同支出は、本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出と認められる。

(23) 井沢議員の支出

ア 事務所費

証拠（甲32, 74の4ないし9, 13ないし16, 19ないし22, 25ないし28, 31ないし34, 37ないし40, 43ないし47, 50ないし54, 57ないし62, 65, 66, 68ないし71, 74ないし78, 81ないし85）及び弁論の全趣旨によれば、井沢議員は、事務所費として

77万5362円を出し、全額について按分計算することなく、政務調査費に充当していることが認められる。

これに対し、原告は、上記事務所費の支出を按分して政務調査費に充当される必要があるとして、同部分の2分の1相当額が本件使途基準に合致しない違法な政務調査費の支出である旨主張する。

しかしながら、証拠（乙29）及び弁論の全趣旨によれば、井沢議員は、平成21年度当時、金沢市北塚町西409番地所在の会社事務所の一部を、調査研究活動専用の事務所として、月額5万円の賃料で借り受けていたことが認められ、上記事務所費は、同事務所の賃借料や通信料のほか、同事務所において調査研究活動のために使用される消耗品等の購入費用であることが推認される。そうすると、それらの支出は、本件手引きによれば、全額を政務調査費に充当することが可能なものである。

したがって、上記事務所費の支出につき、外形的事実は認められないから、同支出は、全額について本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出と認められる。

イ 人件費

証拠（甲32、74の2、3、11、12、17、18、23、24、29、30、35、36、41、42、48、49、55、56、63、64、72、73、79、80）及び弁論の全趣旨によれば、井沢議員は、人件費として72万円を出し、全額を政務調査費に充当したことが認められる。

これに対し、原告は、上記人件費の支出を、職員が調査研究活動の補助業務に従事した割合に応じて按分して政務調査費に充当する必要があるとして、支出額の2分の1相当額は本件使途基準に合致しない違法な政務調査費の支出である旨主張する。

しかしながら、証拠（甲74の1、乙29）及び弁論の全趣旨によれば、井沢議員は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間、調査

研究活動を行うために、職員2名を雇用したこと（1名が月給4万8000円、1名が月給1万2000円）並びに同職員は、調査研究活動の資料の作成・整理の補助業務、上記事務所の維持管理業務の全般及び調査対象となる現地まで自動車を運転してもらうなど現地調査の補助業務に従事しており、調査研究活動以外の井沢議員の議員活動又は私的行為には従事していないかったことが認められる。

そうすると、上記各職員は専ら調査研究活動に従事していたものといえることから、井沢議員の支出した人件費の全額が、本件使途基準が定める「調査研究活動を補助する職員を雇用する経費」に該当するものと認められる。

したがって、上記人件費の支出につき、外形的事実は認められないから、同支出は、本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出であると認められる。

(24) 澤飯議員の支出

ア 事務所費

証拠（甲33、75の14、18ないし21、23ないし27、29、30）及び弁論の全趣旨によれば、澤飯議員は、事務所費として、別紙5の番号9の支出（21万5460円）をし、同額を政務調査費に充当したことが認められる。

これに対し、原告は、上記事務所費の支出については、本件使途基準に規定する事務所費に該当しないこととして、違法な政務調査費の支出である旨主張する。

しかしながら、上記関係法令等の定めの(3)記載のとおり、本件使途基準は、事務所費（議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する費用）の例示として「事務所の・・・事務機器の購入費用又は賃借料」を規定している。そして、証拠（乙11）及び弁論の全趣旨によれば、原告が指摘する上記支出は、調査研究活動を行う事務所内で使用する事務機

器であるパソコン複合機のリース料（賃借料）であることが認められるところ、調査研究活動を行う事務所の設置・管理を行うためにこのような経費を支出することについては一定の合理性が認められ、また、その額も社会通念上許容範囲内のものといえる。

そうすると、上記事務所費の支出は、本件使途基準及び本件手引きの記載に合致するものであって、外形的事実は認められないから、適法な政務調査費の支出と認められる。

イ 自動車リース料

証拠（甲33, 75の1ないし7, 9, 11, 12, 15, 16）及び弁論の全趣旨によれば、澤飯議員は、自動車リース料として102万0600円を支出し、2分の1相当額を下回る36万円を政務調査費に充当したことが認められる。

これに対し、原告は自動車リース料を政務調査費に充当することはできない旨主張するものの、調査研究活動に使用した割合に応じて政務調査費に充当できると解すべきであることは上記(1)イのとおりである。

これを本件についてみると、証拠（乙11）及び弁論の全趣旨によれば、澤飯議員は、リースした自動車を、調査研究活動に関して、住民の要望事項や調査研究対象としているテーマの現地調査や、行政機関への調査のための移動手段、政務調査勉強会等の会場への移動手段として利用していたこと及び同自動車は調査研究活動以外の用途でも使用したが、調査研究活動目的で使用した割合は、充当割合である2分の1を上回っていたことが認められる。

そうすると、上記自動車リース料の支出につき、外形的事実は認められないから、同支出は、本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出と認められる。

(25) 木下議員の支出

ア 事務所費

証拠（甲35、77の3の1、4、7、10、13、16、19、22、25、28、31、34）及び弁論の全趣旨によれば、木下議員は、事務所費（家賃）として120万円を支出し、全額について按分計算することなく、政務調査費に充当していることが認められる。

これに対し、原告は、上記事務所費の支出を按分して政務調査費に充当される必要があるとして、同部分の2分の1相当額が本件使途基準に合致しない違法な政務調査費の支出である旨主張する。

しかしながら、証拠（乙12）及び弁論の全趣旨によれば、木下議員は、平成21年度当時、調査研究活動専用の事務所として、金沢市松村一丁目350番地所在の事務所を、月額10万円の賃料（駐車場料金、水道代、電気代及びガス代を含む。）で借り受けていたこと、後援会活動は、同事務所とは別の場所（同市松村ヌ16番地所在の事務所など）で行っていたこと及び上記事務所費は、上記調査研究活動専用の事務所の賃借料であったことが認められる。そうすると、上記事務所費の支出は、本件手引きによれば、全額を政務調査費に充当することが可能なものである。

したがって、上記事務所費の支出につき、外形的事実は認められないから、同支出は、全額について本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出と認められる。

イ 人件費

証拠（甲35、77の4ないし15）及び弁論の全趣旨によれば、木下議員は、人件費（給料）として78万2800円を支出し、全額を政務調査費に充当したことが認められる。

これに対し、原告は、上記人件費の支出を、職員が調査研究活動の補助業務に従事した割合に応じて按分して政務調査費に充当する必要があるとして、支出額の2分の1相当額は本件使途基準に合致しない違法な政務調査費の支出である旨主張する。

しかしながら、証拠（甲77の1、乙12）及び弁論の全趣旨によれば、木下議員は、平成21年4月から平成22年3月までの間、調査研究活動を行うために、職員1名を日給3800円で雇用したこと並びに同職員は、現地調査の補助業務、地域の要望等の対応、連絡業務などの同活動の補助業務に従事しており、調査研究活動以外の議員活動又は私的行為には従事していなかったことが認められる。

そうすると、上記職員は専ら調査研究活動に従事していたものといえることから、木下議員の支出した人件費の全額が、本件使途基準が定める「調査研究活動を補助する職員を雇用する経費」に該当するものと認められる。

したがって、上記人件費の支出につき、外形的事実は認められないから、同支出は、本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出と認められる。

ウ 自動車リース料

証拠（甲35、77の2、77の3の2、5、8、11、14、17、20、23、26、29、32、35）及び弁論の全趣旨によれば、木下議員は、自動車リース料として36万円を支出し、2分の1に相当する18万円を政務調査費に充当したことが認められる。

これに対し、原告は自動車リース料を政務調査費に充当することはできない旨主張するものの、調査研究活動に使用した割合に応じて政務調査費に充當できると解すべきであることは上記(1)イのとおりである。

これを本件についてみると、証拠（乙12）及び弁論の全趣旨によれば、木下議員は、平成21年度当時、リースした自動車を、調査研究活動に関して、住民等の意見交換、現地調査等への移動手段として利用していたこと及び同自動車は調査研究活動以外の用途でも使用したが、調査研究活動目的で使用した割合は、充当割合である2分の1を上回っていたことが認められる。

そうすると、上記自動車リース料の支出につき、外形的事実は認められないから、同支出は、本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出と認め

られる。

(26) 宮保議員の支出

ア 事務所費

証拠（甲36、78の2、5、6、8、11、15ないし18、20ないし22、24、25、27、31、34、37ないし40、42、44、46、50、51、53、54、57、59、61ないし63、66、68、70ないし72、74ないし78、80ないし83、86、87、89ないし107、109ないし111）及び弁論の全趣旨によれば、宮保議員は、事務所費として111万4934円を支出し、全額について按分計算することなく、政務調査費に充当していることが認められる。

これに対し、原告は、上記事務所費の支出を按分して政務調査費に充当される必要があるとして、同部分の2分の1相当額が本件使途基準に合致しない違法な政務調査費の支出である旨主張する。

しかしながら、証拠（乙14）及び弁論の全趣旨によれば、宮保議員は、平成21年度当時、調査研究活動専用の事務所として、月額5万円の賃料で金沢市大額三丁目182、188所在の事務所を、同事務所用の駐車場として、同市大額三丁目402所在の土地を月額2万円の賃料で借り受けていたこと、後援会活動は上記事務所とは別の場所（宮保議員の自宅や、金沢市農業協同組合額支店の会議室、大額一丁目会館など）において行っていたこと並びに上記事務所費は、上記調査研究活動専用事務所及び同事務所用駐車場の賃借料や、同事務所の維持管理経費、同事務所で使用する事務機器の賃借料、消耗品の購入費用、市政報告の発送に係る通信費等であったことが認められる。そうすると、それらの支出は、本件手引きによれば、全額を政務調査費に充当することが可能なものである。

したがって、上記事務所費の支出につき、外形的事実は認められないから、同支出は、全額について本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出と

認められる。

イ 人件費

証拠（甲36, 78の7, 14, 19, 23, 32, 36, 43, 49, 56, 67, 73, 84）及び弁論の全趣旨によれば、宮保議員は、人件費として61万5000円を支出し、全額を政務調査費に充当したことが認められる。

これに対し、原告は、上記人件費の支出を、職員が調査研究活動の補助業務に従事した割合に応じて按分して政務調査費に充当する必要があるとして、支出額の2分の1相当額は本件使途基準に合致しない違法な政務調査費の支出である旨主張する。

しかしながら、証拠（甲78の1, 乙14）及び弁論の全趣旨によれば、宮保議員は、平成21年度当時、調査研究活動を行うため、職員1名を時給750円で雇用したこと及び同職員は、上記同活動専用の事務所において、来客・電話応対、新聞の切り抜き、資料整理、郵便物の整理・発送などの同活動の補助業務に従事しており、同活動以外の議員活動又は私的行為には従事していないかったことが認められる。

そうすると、上記職員は専ら調査研究活動に従事していたものといえることから、宮保議員の支出した人件費の全額が、本件使途基準が定める「調査研究活動を補助する職員を雇用する経費」に該当するものと認められる。

したがって、上記人件費の支出につき、外形的事実は認められないから、同支出は、本件使途基準に合致した適法な政務調査費の支出と認められる。

3 まとめ

- (1) 以上の検討によれば、宮崎議員及び横越議員のリース車両維持管理費用並びに上田議員及び苗代議員の賃借料に係る政務調査費の支出は、本件使途基準に反する違法な支出であるから、被告は、各議員に対し、不当利得返還請求として、上記2(11)ウ、同(13)エ、同(15)ウ及び同(16)ウ各記載の金額の返還を請求するこ

とができる（なお、田中仁議員のリース料車両維持管理費用に係る政務調査費の支出も違法支出であるものの、金沢市に対する返還を要しないことは、上記2(17)ウのとおりである。）。

(2) 一方で、上記(1)の各議員以外の本件各議員に係る本件支出は違法な政務調査費の支出とは認められないから、被告は、政務調査費の返還を求めるることはできない。

4 遅延損害金について

原告は、被告に対し、返還すべき政務調査費の額に対する平成22年5月1日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の請求をすることを求めてい

る。
しかしながら、政務調査費の返還義務の発生原因は不当利得であるところ、この義務は期限の定めのない債務であり、権利者が請求をしたときに遅滞となるが（民法412条3項）、本件全証拠に照らしても、権利者である被告が返還義務を負う上記3(1)の各議員に対して具体的な請求行為をした事実は認められないから、遅延損害金の請求は理由がない。

なお、本件条例10条2項は、文言上収支報告書等の提出期限を定めた規定であることは明らかであり、政務調査費の返還期限を規定したものであるとは認められない。

第4 結論

よって、原告の請求は主文第1項ないし第4項の限度で理由があるから認容し、その余の請求はいずれも理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担について行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

金沢地方裁判所民事部

裁判長裁判官 和田 健

裁判官 吉田 豊

裁判官 中山 洋平

単位（円）

	議員氏名	違法支出額	自己資金	返還金額
1	下沢 広伸	252,000	35,433	216,567
2	高岩 勝人	266,971	2,011	264,960
3	野本 正人	268,000	48,972	219,028
4	川 裕一郎	848,435	251,758	596,677
5	小阪 栄進	357,000	10,425	346,575
6	秋島 太	791,398	10,048	781,350
7	角野 恵美子	411,365	265	411,100
8	清水 邦彦	566,656	23,027	543,629
9	松村 理治	590,391	204,486	385,905
10	久保 洋子	590,328	20,756	569,572
11	宮崎 雅人	249,277	25,862	223,415
12	黒沢 和規	269,710	16,047	253,663
13	横越 徹	921,884	44,217	877,667
14	田中 展郎	300,000	30,431	269,569
15	上田 章	1,871,733	242,132	1,629,601
16	苗代 明彦	912,000	238,497	673,503
17	田中 仁	717,565	103,624	613,941
18	松井 純一	758,579	47,096	711,483
19	森尾 嘉昭	108,360	87,730	20,630
20	升 きよみ	63,854	0	63,854
21	増江 啓	560,081	22,828	537,253
22	安達 前	910,014	324,332	585,682
23	井沢 義武	747,681	184,002	563,679
24	澤飯 英樹	575,460	45,160	530,300
25	木下 和吉	1,171,400	84,124	1,087,276
26	宮保 喜一	864,967	20,306	844,661
合計額		15,945,109	合計額	13,821,540

単位(円)

	議員氏名	事務所費 支出額	①	②	③	違法支出額
1	下沢 広伸	287,472	-	-	-	0
2	高岩 勝人	698,166	0	0	266,971	266,971
3	野本 正人	263,028	-	-	-	0
4	川 裕一郎	760,980	0	0	380,490	380,490
5	小阪 栄進	253,776	-	-	-	0
6	秋島 太	899,222	0	28,375	435,423	463,798
7	角野恵美子	744,489	0	78,241	333,124	411,365
8	清水 邦彦	863,524	0	0	566,656	566,656
9	松村 理治	543,785	0	0	272,391	272,391
10	久保 洋子	695,036	0	45,621	324,707	370,328
11	宮崎 雅人	483,321	-	-	-	0
12	黒沢 和規	381,807	-	-	-	0
13	横越 徹	554,600	0	229,035	79,162	308,197
14	田中 展郎	388,544	-	-	-	0
15	上田 章	1,943,466	1,800,000	0	71,733	1,871,733
16	苗代 明彦	390,000	390,000	0	0	390,000
17	田中 仁	888,787	0	3,097	442,845	445,942
18	松井 純一	815,622	0	1,536	407,043	408,579
19	森尾 嘉昭	49,385	-	-	-	0
20	升 きよみ	606,101	0	20,381	43,473	63,854
21	増江 啓	878,235	0	241,928	318,153	560,081
22	安達 前	871,983	0	0	435,991	435,991
23	井沢 義武	775,362	0	0	387,681	387,681
24	澤飯 英樹	646,894	0	215,460	0	215,460
25	木下 和吉	1,200,000	0	0	600,000	600,000
26	宮保 喜一	1,114,934	0	0	557,467	557,467
		合計額	2,190,000	863,674	5,923,310	8,976,984

単位(円)

	議員氏名	人件費 支出額	2分の1 按分額	違法支出額
1	下沢 広伸	125,000	—	0
2	高岩 勝人	0	0	0
3	野本 正人	536,000	268,000	268,000
4	川 裕一郎	694,400	347,200	347,200
5	小阪 栄進	714,000	357,000	357,000
6	秋島 太	8,100	—	0
7	角野恵美子	0	0	0
8	清水 邦彦	0	0	0
9	松村 理治	636,000	318,000	318,000
10	久保 洋子	35,000	—	0
11	宮崎 雅人	324,000	—	0
12	黒沢 和規	300,000	—	0
13	横越 徹	541,400	270,700	270,700
14	田中 展郎	600,000	300,000	300,000
15	上田 章	0	0	0
16	苗代 明彦	1,044,000	522,000	522,000
17	田中 仁	0	0	0
18	松井 純一	700,000	350,000	350,000
19	森尾 嘉昭	637,800	—	0
20	升 キヨミ	64,000	—	0
21	増江 啓	360,000	—	0
22	安達 前	509,350	254,675	254,675
23	井沢 義武	720,000	360,000	360,000
24	澤飯 英樹	450,000	—	0
25	木下 和吉	782,800	391,400	391,400
26	宮保 喜一	615,000	307,500	307,500
合計額		4,046,475	4,046,475	

単位（円）

	議員氏名	その他の経費 支 出 額	自動車リース料等 支 出 充 当 額	違法支出額
1	下沢 広伸	366,701	252,000	252,000
2	高岩 勝人	235,095	—	0
3	野本 正人	131,573	—	0
4	川 裕一郎	390,923	120,745	120,745
5	小阪 栄進	63,514	—	0
6	秋島 太	505,122	327,600	327,600
7	角野恵美子	181,674	—	0
8	清水 邦彦	329,053	—	0
9	松村 理治	296,810	—	0
10	久保 洋子	391,177	220,000	220,000
11	宮崎 雅人	381,041	249,277	249,277
12	黒沢 和規	599,171	269,710	269,710
13	横越 徹	528,774	351,987	351,987
14	田中 展郎	404,875	—	0
15	上田 章	190,350	—	0
16	苗代 明彦	205,096	—	0
17	田中 仁	625,526	271,623	271,623
18	松井 純一	167,929	—	0
19	森尾 嘉昭	251,422	108,360	108,360
20	升 きよみ	205,695	—	0
21	増江 啓	270,890	—	0
22	安達 前	338,740	219,348	219,348
23	井沢 義武	123,762	—	0
24	澤飯 英樹	576,654	360,000	360,000
25	木下 和吉	180,000	180,000	180,000
26	宮保 喜一	128,036	—	0
合計額		3,134,770	2,930,650	

単位(円)

番号	議員氏名	費目	支出額
1	秋島 太	お菓子代、日用品購入代金(トイレットペーパー等、ティッシュ、マジッククリン等)、座敷ほうき代、掃除機フィルタ一代	28,375
2	角野恵美子	お菓子代、お茶代、ソファ代、カーペット代	78,241
3	久保 洋子	アクアマジック飲料代、お茶代、お菓子代	45,621
4	横越 徹	モップ代金、お茶代、お菓子代、トイレットペーパー購入費、コーヒー椀代、テレビ購入代金	220,035
5	田中 仁	お菓子代	3,097
6	松井 純一	茶菓子購入代金	1,536
7	升 よみ	茶菓子購入代金、ブラインド購入代金、お茶代、障子張替え代金	20,381
8	増江 啓	フロアモップ購入代金、茶菓子・お茶代、時計購入代金、シュレッダー購入代金、冷蔵庫購入代金、ソファ購入代金、掃除機購入代金、ハンガー購入代金、テレビ購入代金	241,928
9	澤飯 英樹	事務機リース(エプソン複合機)	215,460

これは正本である。

平成24年10月16日

金沢地方裁判所

裁判所書記官

大場淑江

